

資料編

調査研究委員会名簿

調査研究委員会名簿

氏名	所属・肩書
だ な まさゆき 田名 真之	沖縄国際大学 総合文化学部 社会文化学科 教授
つつみ じゅんいちろう 堤 純一郎	琉球大学 工学部 環境建設工学科 教授
かみやま こうせい 神山 高成	浦添市自治会長会 副会長
なかにし いくよ 仲西 郁代	浦添市婦人連合会 会長
ぎ ま しんぜん 儀間 真善	浦添市老人クラブ連合会 副会長
あらかき ひろし 新垣 浩	浦添市 市民部長
のぐち ひろゆき 野口 広行	浦添市 企画部長
めかる ひでもり 銘苅 秀盛	浦添市 都市建設部長
ふじた かずとよ 藤田 萬豊	財団法人 地方自治研究機構 事務局長

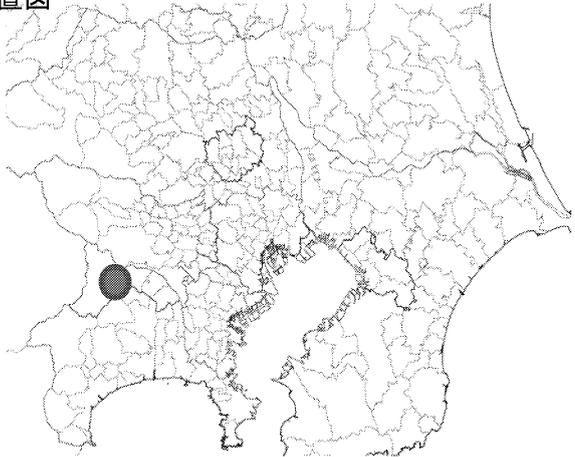
(順不同)

先進自治体事例調査資料

1

相模原市

地域の概要

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">自治体名</td> <td style="text-align: center;">神奈川県相模原市 (政令指定都市)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国勢調査人口 (速報) (平成22年10月1日現在)</td> <td style="text-align: center;">713,400人 (抽出速報推計 2011. 6. 29公表)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">面積</td> <td style="text-align: center;">328.84km²</td> </tr> </table>	自治体名	神奈川県相模原市 (政令指定都市)	国勢調査人口 (速報) (平成22年10月1日現在)	713,400人 (抽出速報推計 2011. 6. 29公表)	面積	328.84km ²	<p>位置図</p> 
自治体名	神奈川県相模原市 (政令指定都市)						
国勢調査人口 (速報) (平成22年10月1日現在)	713,400人 (抽出速報推計 2011. 6. 29公表)						
面積	328.84km ²						

特徴

権限移譲済	公営墓地
墓地規制	施設型共同墓

墓地条例等

○相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成14年12月24日
条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準及び手続その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(経営の主体)

第3条 法第10条第1項の規定により墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、特別な理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人(以下「宗教法人」という。)で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(3) 墓地等の経営を目的に設立された公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(平20条例56・一部改正)

(申請前の協議)

第4条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可(以下「経営許可」という。)の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、当該墓地等の計画(以下「墓地等計画」という。)について、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営計画協議書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請予定者の名称及び所在地(主たる事務所の所在地が市外である宗教法人又は公益法人にあっては、市内に存する事務所の所在地)並びに代表者の氏名

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等における施設等の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項に規定する墓地等経営計画協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請予定者が地方公共団体である場合は、規則で定めるところによる。

(1) 宗教法人又は公益法人の現在事項証明書若しくは履歴事項全部証明書

(2) 宗教法人法第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し

(3) 墓地等の設計図

(4) 墓地等の付近の見取図

(5) 墓地等の区域(墓地等の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な区域をいい、第11条から第13条までに規定する施設及び緑地を含む。以下同じ。)に係る土地の登記事項証明書

(6) 墓地等の区域に係る土地及びその隣接地の公図の写し

(7) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類

(8) 墓地等の計画に係る規則で定める期間の収支見込書及び資金計画書

(9) 墓地又は納骨堂にあっては、墓地又は納骨堂の使用契約約款その他これに類するもの(以下「契約約款等」という。)

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 市長は、第1項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(平17条例2・平20条例56・一部改正)

(墓地等計画の周知)

第5条 申請予定者は、墓地等計画の周知を図るため、規則で定める日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等計画の概要を記載した標識を、当該墓地等の区域の外部から見やすい場所に第19条第3項に規定する工事完了検査済証の交付を受けるまで設置すること。

(2) 墓地等の区域に近接した土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定めるもの(以下「近隣住民等」という。)に対し、説明会の方法により墓地等計画の概要を説明すること。

(3) 申請予定者は、前号の規定により説明会を開催したときは、速やかにその説明会の内容その他規則で定める事項について市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議)

第6条 申請予定者は、近隣住民等から、墓地等計画について規則で定める日までに次に掲げる意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。

(1) 公衆衛生その他公共の福祉についての意見

(2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見

(3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、前項の規定により協議をしたときは、速やかにその協議の内容その他規則で定める事項について市長に報告しなければならない。

(手続の省略)

第7条 特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第4条から前条まで(第16条第1

項において準用する場合を含む。)に規定する手続の全部又は一部を省略することができる。

(経営許可の申請)

第8条 経営許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前条の規定により手続が省略された場合を除き、第4条から第6条までに規定する手続を行った後、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び所在地(主たる事務所の所在地が市外である宗教法人又は公益法人にあっては、市内に存する事務所の所在地)並びに代表者の氏名
- (2) 第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、これらの書類の一部の添付を省略することができる。

- (1) 墓地等の経営を行うことを理事会その他の法人の意思決定機関において決定したときの議事録の写し(申請者が地方公共団体である場合にあっては、市長が別に定めるところによる。)
 - (2) 第4条第3項第1号から第9号までに掲げる書類(申請者が地方公共団体である場合にあっては、同項第3号から第7号までに掲げる書類)
 - (3) 墓地等の経営に伴い宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあっては、承認書の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- (平20条例56・一部改正)

(経営の許可)

第9条 市長は、経営許可の申請があった場合において、次条から第13条までに規定する基準に適合していると認め、許可するときは墓地等経営許可書を申請者に交付し、許可しないときはその旨を申請者に書面により通知する。

2 市長は、法の目的を達成するために必要と認める範囲内で、前項の規定による許可に規則で定める条件を付することができる。

(設置場所の基準)

第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、申請者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、規則で定める特別の理由がある場合はこの限りでない。
- (2) 墓地等の区域の境界線と学校、病院、人家等との水平距離が、次のアからウまでに定める距離以上であること。ただし、特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、近隣住民等に対し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

ア 墓地にあっては、50メートル(死体を埋葬する墓地にあっては、100メートル)

イ 納骨堂にあっては、50メートル

ウ 火葬場にあっては、300メートル

- (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地の構造設備基準)

第11条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、近隣住民等に対し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理事務所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他墓地を利用する者の便益に供するための施設を設けること。ただし、市長が適当と認めたときは、これらの施設の一部を、当該墓地に近接した場所に設けることができる。
- (3) 墓地の周囲は、隣接地から墳墓が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分すること。
- (4) 墓地内の通路の有効幅員は、規則で定める距離以上であること。

(5) 規則で定める面積以上の緑地を設けること。

(納骨堂の構造設備基準)

第12条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 耐火構造であって、換気設備があること。
- (2) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている場合は、この限りでない。
- (3) 管理事務所、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他納骨堂を利用する者の便益に供するための施設を設けること。

(火葬場の構造設備基準)

第13条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 給水設備及び排水設備を設けること。
- (2) 管理事務所、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他火葬場を利用する者の便益に供するための施設を設けること。
- (3) 火葬場の周囲は、樹木等により、外部と明確に区分すること。
- (4) 火葬炉は、防じん及び防臭の十分な能力を有する設備であること。
- (5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。
- (6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (7) 残灰庫を設けること。
- (8) 規則で定める面積以上の緑地を設けること。

(経営者等の遵守事項)

第14条 墓地等の経営者及び法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等の区域を清潔に保持すること。
- (2) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。
- (3) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。
- (4) 墓地又は納骨堂にあつては、契約約款等に基づく管理を行うこと。

(変更許可等)

第15条 法第10条第2項の規定により、墓地等の変更(墓地にあつては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更(規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。)を含む。)又は墓地等の廃止の許可(以下「変更許可等」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称及び所在地(主たる事務所の所在地が市外である宗教法人又は公益法人にあつては、市内に存する事務所の所在地)並びに代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の変更にあつては、その内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宗教法人又は公益法人の現在事項証明書若しくは履歴事項全部証明書
- (2) 宗教法人法第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し
- (3) 墓地等の変更にあつては、変更を行う土地の登記事項証明書
- (4) 墓地等の変更にあつては、墓地等の設計図
- (5) 墓地等の付近の見取図
- (6) 墓地等の区域に係る土地及びその隣接地の公図の写し
- (7) 墓地等を変更又は廃止しようとする理由を記載した書類
- (8) 墓地等の変更又は廃止を行うことを理事会その他の法人の意思決定機関において決定したときの議事録の写し(墓地等の経営者が地方公共団体である場合にあつては、市長が別に定めるところによる。)

- (9) 墓地等の変更又は廃止に伴い宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
- (10) 墓地等の変更にあつては、墓地等計画に係る規則で定める期間の収支見込書及び資金計画書
- (11) 墓地等の廃止にあつては、改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 市長は、変更許可等の申請があつた場合において、許可するときは墓地等の変更にあつては墓地等変更許可書を、墓地等の廃止にあつては墓地等廃止許可書を申請者に交付し、許可しないときはその旨を申請者に書面により通知する。

4 市長は、法の目的を達成するために必要と認める範囲内で、前項の規定による許可に規則で定める条件を付することができる。

(平17条例2・平20条例56・一部改正)

(墓地等の拡張に係る準用)

第16条 第4条から第6条までの規定は、前条に規定する変更許可等を受けようとする者のうち、墓地の区域の拡張又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張に係る許可を受けようとする者(以下「拡張申請予定者」という。)について準用する。この場合において、第4条第1項中「法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可(以下「経営許可」という。)」とあるのは「法第10条第2項の規定による墓地等の拡張に係る変更の許可」と、「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、「墓地等の計画(以下「墓地等計画」という。)」とあるのは「墓地等の拡張計画」と、同条第2項中「墓地等経営計画協議書」とあるのは「墓地等拡張計画協議書」と、同項第1号中「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、同条第3項中「墓地等経営計画協議書」とあるのは「墓地等拡張計画協議書」と、「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、同項第7号中「経営しよう」とあるのは「拡張しよう」と、同条第4項中「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、第5条及び第6条中「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、「墓地等計画」とあるのは「墓地等の拡張計画」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により第5条の規定を準用する場合は、既設の墓地等の区域を含むものとする。

(申請事項変更届)

第17条 墓地等の経営者は、第8条第1項の墓地等経営許可申請書に記載した事項を変更(第15条第1項に規定する変更許可等に係るものを除く。)したときは、次に掲げる事項を記載した墓地等申請事項変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称及び所在地(主たる事務所の所在地が市外である宗教法人又は公益法人にあつては、市内に存する事務所の所在地)並びに代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 変更の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等申請事項変更届に添付しなければならない書類は、規則で定める。

(平20条例56・一部改正)

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第18条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第19条 墓地等の経営者は、許可(墓地等の廃止の許可を除く。)に係る工事が完了したときは、次に掲げる事項を記載した墓地等工事完了届を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称及び所在地(主たる事務所の所在地が市外である宗教法人又は公益法人にあつては、市内に存する事務所の所在地)並びに代表者の氏名

- (2) 墓地等の名称及び所在地
 - (3) 工事が完了した日
 - (4) 許可の際に許可条件が付された場合にあつては、許可条件の履行状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の墓地等工事完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事完了後の墓地等の土地の登記事項証明書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 市長は、第1項の規定による届出があつたときは、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果、適合していると認めたときは、工事完了検査済証(以下「検査済証」という。)を墓地等の経営者に交付するものとする。

4 墓地等の経営者は、検査済証の交付を受けた後でなければ、許可に係る墓地等を使用してはならない。

5 市長は、必要に応じ、墓地等の経営者に対し、第1項に規定する工事の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(平17条例2・平20条例56・一部改正)

(立入調査)

第20条 市長は、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させること(以下「立入調査」という。)ができる。

2 前項に規定する立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第21条 市長は、第4条から第6条まで(第16条第1項において準用する場合を含む。)に規定する手続がされていないと認めるときは、申請予定者又は拡張申請予定者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第22条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を勧告を受けた者に書面により通知するとともに、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(あっせん)

第23条 市長は、申請予定者又は拡張申請予定者及び近隣住民等(以下「紛争当事者」という。)の双方から第6条第1項(第16条第1項において準用する場合を含む。)の規定による協議に係る紛争の調整の申出があつたときは、あっせんを行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、紛争当事者の一方から調整の申出があつた場合において、相当の理由があると認めるときは、あっせんを行うことができる。

3 前2項の申出は、第6条第1項第1号及び第2号(第16条第1項において準用する場合を含む。)の意見であるときは法第10条の規定による許可申請前に、第6条第1項第3号(第16条第1項において準用する場合を含む。)の意見であるときは第19条第3項の規定による市長の検査を受ける前までに行わなければならない。

4 市長は、あっせんを行う場合においては、紛争当事者の双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。

(あっせんの打ち切り)

第24条 市長は、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんで打ち切ることができる。

(調停)

第25条 市長は、前条の規定によりあっせんで打ち切った場合において、必要があると認めるときは、紛争当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定により勧告した場合において、紛争当事者の双方がその勧告を受諾したときは、調停を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、紛争当事者の一方が第1項の規定による勧告を受諾した場合において、相当の理由があると認めるときは、調停を行うことができる。
- 4 市長は、調停を行うに当たって必要があると認めるときは、調停案を作成し、紛争当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。
- 5 市長は、調停を行うに当たっては、相模原市墓地等紛争調停委員会の意見を聴かななければならない。

(調停の打切り)

第26条 市長は、紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

- 2 前条第4項の規定による勧告が行われた場合において、定められた期間内に紛争当事者から受諾する旨の申出がないときは、当該紛争当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

(出頭等)

第27条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争当事者に対し出頭を求め、その意見を聴き、又は関係図書の提出を求めることができる。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に法第10条の規定により許可を受けている墓地等の設置場所及び構造設備については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第10条から第13条までの規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に法第10条の規定により神奈川県知事に対して行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請については、この条例の施行の日以後においては市長に対してなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に法第10条の規定により行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請についての許可の手續及び墓地等の構造設備基準については、この条例の規定にかかわらず、墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和51年神奈川県規則第13号)の規定を適用する。

(津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置)

- 5 津久井町及び相模湖町の編入の日(以下「編入日」という。)前に編入前の津久井町及び相模湖町(以下「編入前の町」という。)の区域内における法第10条の規定により許可を受けている墓地等の設置場所及び構造設備の基準については、編入日から当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する日までの間は、第10条から第13条までの規定は適用しない。

(平17条例107・追加)

- 6 編入日前に法第10条の規定により行われている編入前の町の区域内における墓地等の経営の許可に係る申請についての許可の手續及び墓地等の構造設備の基準については、この条例の規定にかかわらず、なお神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年神奈川県条例第68号。以下「県条例」という。)の規定の例による。

(平17条例107・追加)

- 7 前2項に規定するもののほか、編入日前に編入前の町の区域内において県条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例107・追加、平18条例93・一部改正)

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

8 城山町及び藤野町の編入の日(以下「2町の編入の日」という。)前に編入前の城山町及び藤野町(以下「編入前の2町」という。)の区域内における法第10条の規定により許可を受けている墓地等の設置場所及び構造設備の基準については、2町の編入の日から当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する日までの間は、第10条から第13条までの規定は、適用しない。

(平18条例93・追加)

9 2町の編入の前日に法第10条の規定により行われている編入前の2町の区域内における墓地等の経営の許可に係る申請についての許可の手續及び墓地等の構造設備の基準については、この条例の規定にかかわらず、なお県条例の規定の例による。

(平18条例93・追加)

10 前2項に規定するもののほか、2町の編入の前日に編入前の2町の区域内において県条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18条例93・追加)

附 則(平成17年1月4日条例第2号)

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年12月21日条例第107号)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年12月25日条例第93号)

この条例は、平成19年3月11日から施行する。ただし、附則第7項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月1日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に改正前の第3条第3号に規定する公益法人であつて、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定による許可(相模原市長がした許可に限る。)を受けているもの又は第8条第1項の規定による墓地等経営許可申請書の提出をしたものは、改正後の第3条第3号に規定する公益法人とみなす。

○相模原市墓地の設置場所に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の都市計画マスタープランの基本理念に則し、墓地の設置場所の基準を定めることにより、秩序ある墓地の整備を図り、もって市民生活における良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の例による。

(設置場所の基準)

第3条 墓地を設置しようとする者は、本市域において、次の各号のいずれかに該当する区域又は地区に墓地を設置しないものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化区域
- (2) 都市計画法第8条に規定する用途地域が定められている区域
- (3) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域
- (4) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項に規定する保安林
- (6) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (7) 平成22年神奈川県告示第193号の相模原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針3(1)⑤エにおいて計画的市街地整備を予定している区域

(適用除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の規定は適用しない。

- (1) 前条の区域又は地区内にある既存墓地
- (2) 前条の区域又は地区内にある既存墓地の拡張
- (3) 市内に事務所を有する宗教法人がその境内地又はその隣接地に新設する墓地

(その他)

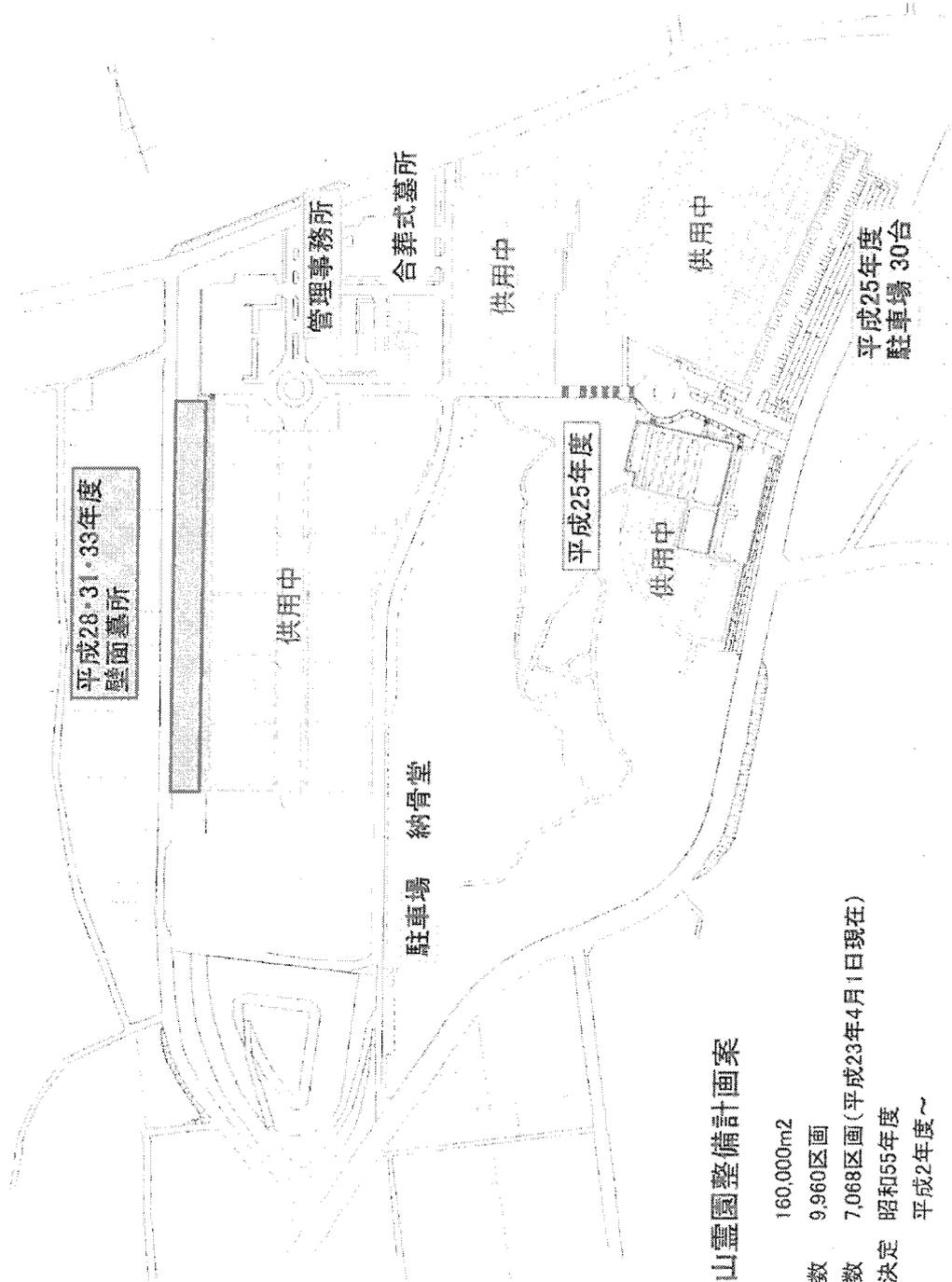
第5条 この要綱の施行に関しては、関係する部、課、機関等が共同して事務処理を行うものとする。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年3月11日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年3月23日から施行する。



市宮峰山霊園整備計画案

面積	160,000m ²
計画区画数	9,960区画
整備区画数	7,068区画(平成23年4月1日現在)
都市計画決定	昭和55年度
公募開始	平成2年度～

● 承認申請、届出について

事項	届出と必要書類
焼骨を埋蔵するとき	<ul style="list-style-type: none"> 焼骨等埋蔵等届 墓所使用許可証 死体(骸)焼く焼許許可証
記名版に氏名を彫刻するとき	<ul style="list-style-type: none"> 合葬式墓所記名版作業届 墓所使用許可証
使用者の氏名、住所、本籍に変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> 墓所使用許可証記載事項変更届 墓所使用許可証 変更届 住民票 氏名 本籍変更一戸籍簿または等
墓所使用権が死亡したとき(承継するとき)	<ul style="list-style-type: none"> 墓所使用権承継届 前・新使用者の戸籍 改訂戸籍簿 認領書等 新使用者の氏名簿 (使用許可証交付手数料300円)
墓所を返還するとき	<ul style="list-style-type: none"> 墓所返還届 墓所使用許可証
墓所使用許可証の再交付(亡類、納未等)	<ul style="list-style-type: none"> 墓所使用許可証再交付申請書 住所簿 (使用許可証再交付手数料300円)

● 焼骨の容器と埋葬

- 1 幅及び奥行がそれぞれ22センチメートル以下であること。
- 2 高さ27センチメートル以下であること。
- 3 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- 4 箱蓋、骨蓋等の外表を施していないこと。

● 記名版の使用基準

- 1 1名につき、縦13.5センチメートル、横2.5センチメートルの枠内に縦書きで葬祭のとれた文字を彫刻してください。
- 2 合葬式墓所記名版作業届の提出された順に記名版の最上段の右端から順次左に向かって、連続して氏名を彫刻し、左端まで彫刻されたら、改行して次の下段の右端から彫刻してください。
- 3 氏名と氏名の間は横1センチメートルの間隔を空けてください。それ以上の間隔を置くことはできません(左右端では1.5センチメートルの間隔を空ける)。
- 4 列の氏名と氏名の間は、真上の枠の底辺から縦2.5センチメートルの間隔を空けてください。それ以上の間隔を置くことはできません。
- 5 彫刻された氏名の字体は、楷書体とします。
- 6 生前中に氏名を彫刻するときとは、彫刻した文字を朱色に塗し、彫刻してください。なお、朱色は、当該氏名の遺骨が埋蔵されるときに取いてください。
- 7 墓所の管理上、必要と認めるときは、記名版の作業日時を指定する場合があります。

● 休憩室の利用案内

1 休憩室	和室10畳2室(20畳1室として利用可能)
2 利用時間	午前9時～午後4時
3 費用	1時間700円/1室
4 申込み	利用日の9ヶ月前から管理事務所にて受付 ※電話等で仮予約する場合、翌日から起算して3日以内に申込み手続きをしてくださいます。手続がなくなり、他の申込者があつた場合、その方を優先することになりますのでご注意ください。 ※法律等のご利用の場合は、ご相談ください。

● 焼骨の埋蔵について ～埋蔵する際の注意～

- 1 埋蔵予定の7日前までに、「焼骨等埋蔵等届」を管理事務所へ提出してください(墓所使用許可証と死体(骸)埋火葬許可証が必要です)。
- 2 埋蔵するときには、「墓所使用許可証」に追加事項を記入しますので、必ず管理事務所にお取りください。
- 3 春祭区分で当選された方は、許可日から1年以内に埋蔵しなければなりません。
- 4 埋蔵する焼骨の容器は、「焼骨の容器基準」に適合していないものはなりません。
- 5 埋蔵できるのは焼骨のみで、遺品や遺髪等は埋蔵できません。

● 埋葬区・合葬区について

- 1 使用許可日から20年間は埋葬区に骨壺の状態で保管し、0年経過後は骨壺から袋に移しかえ、他の焼骨と一緒に合葬区に埋蔵します。
- 2 埋蔵区・合葬区へは立ち入ることはできません。
- 3 埋蔵された焼骨及び骨壺は、原則として返還いたしません。

● 記名版の使用について

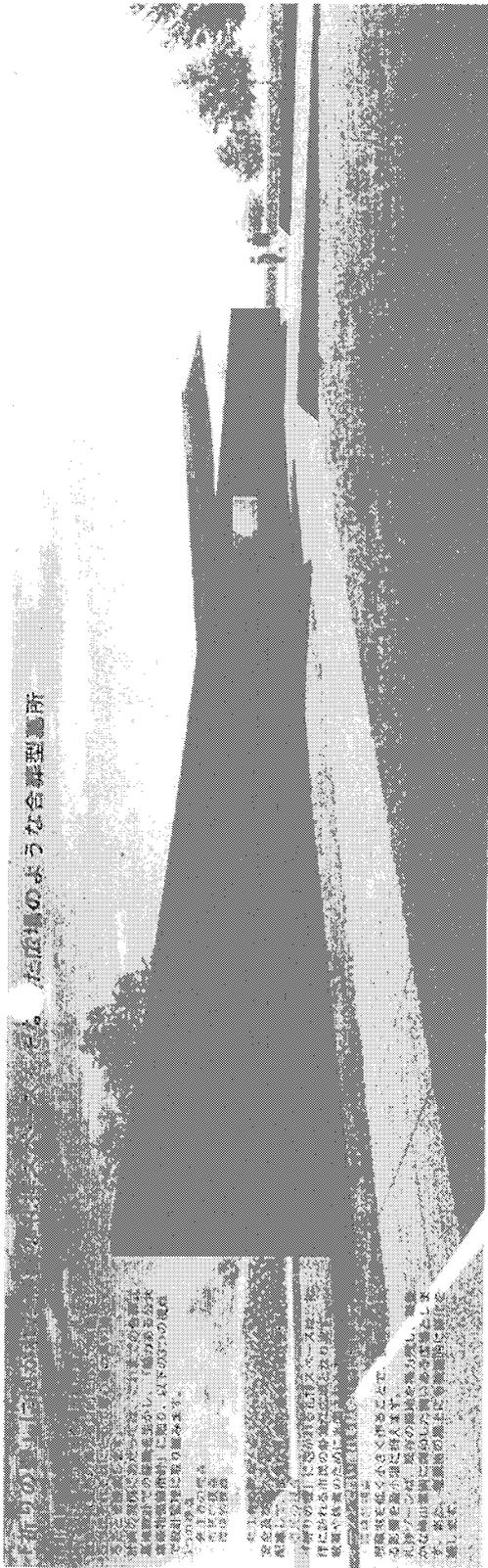
- 1 施工の注意
 - (1) 記名版に氏名を彫刻する費用は、使用者の負担です。
 - (2) 当墓園の「指定工事店」はありません。また、市(管理事務所を指す)では、工事店の選択等についてのご相談に際する場合はできません。
 - (3) 「記名版の使用基準」により施工してください。
 - (4) 日曜日、祭日、お盆、お彼岸の間中には、工事はできません。
 - (5) 施工者は、作業前及び作業終了後、必ず管理事務所に報告し、備え付けの管理簿に記載して作業を開始してください。
 - (6) 工事の際、水遣使用は許可しますが、工事残排水はお持ち帰りください。
 - (7) 墓園内では、工事で使用する資器材は流さないでください。
 - (8) 工事完了後は、すみやかに残材等を墓園から撤出し、処理し、明掃を方さないでください。
 - (9) 作業終了後は、必ず清掃してください。
 - (10) 管理事務所の指示に従って施工してください。
※ 記名版は焼骨のみに使用できるもので、埋蔵区にはありません。
※ 記名版には、氏名以外のものは彫刻できません。

2 記名版の使用手続

- (1) 工事着手日の7日前までに「合葬式墓所記名版作業届」を管理事務所へ提出し、確認を受けてください(墓所使用許可証の写しが必要です)。
- (2) 工事完了後7日以内に「合葬式墓所記名版作業届」の写しを管理事務所へ提出し、記名版使用基準適合の検査を受けてください。

● 墓所使用料について

- 墓所使用料は、使用許可時に一括で納付していただきます。既納の墓所使用料は原則として返還いたしません。未使用で2年以内に返還するときは、50%還付します。
- 次の事由に該当すると使用許可が取り消される場合があります。
 - ・ 不正な手段により墓所の使用の許可を受けたとき。
 - ・ 墓所の使用の許可に付した条件に違反したとき。
 - ・ 墓所使用料を市長が指定する日までに納付しないとき。
 - ・ 有償区分で申し込んだ墓所使用者が、墓所の使用許可を受けた日から起算して1年以内に該当する焼骨を埋蔵しないとき。
 - ・ 墓所使用権を譲渡し、又は転賃したとき。



名。た広樹のような合葬型墓所

合葬型墓所

近年、人口の減少に伴って、墓の需要も減少傾向にあります。また、墓の管理費の負担も軽減したいというニーズも高まっています。このような状況下で、墓のありかたを見直し、新しい墓のありかたを模索する動きが出てきています。

その一つとして注目されているのが「合葬型墓所」です。これは、複数の故人の遺骨を一つの墓に納骨する形式の墓所を指します。従来の個別型墓所に比べて、土地の無駄遣いを減らし、管理費も抑えられるというメリットがあります。

また、近年の都市部では、墓の設置スペースが限られるという課題があります。合葬型墓所は、限られたスペースに多くの墓を納めることができ、都市部の墓園にも導入しやすいという利点があります。

合葬型墓所の種類としては、大きく分けて「共同型」と「個別型」の2種類があります。共同型は、複数の故人の遺骨を一つの墓に納骨する形式で、管理費も抑えられるというメリットがあります。個別型は、故人ごとに個別の墓を設置する形式で、故人ごとの個性を表現しやすいというメリットがあります。

合葬型墓所の導入には、いくつかの課題があります。まず、故人ごとの個性を表現しにくいという点です。また、故人ごとの遺骨の取り扱いにも配慮する必要があります。しかし、これらの課題を克服し、合葬型墓所のメリットを最大限に活かすことができれば、新しい墓のありかたとして、合葬型墓所は大きな可能性を秘めています。

合葬型墓所の種類

合葬型墓所は、大きく分けて「共同型」と「個別型」の2種類があります。

共同型：複数の故人の遺骨を一つの墓に納骨する形式です。管理費も抑えられるというメリットがあります。

個別型：故人ごとに個別の墓を設置する形式です。故人ごとの個性を表現しやすいというメリットがあります。

合葬型墓所のメリット

合葬型墓所には、以下のようなメリットがあります。

- 土地の無駄遣いを減らすことができる。
- 管理費を抑えられる。
- 都市部の墓園にも導入しやすい。
- 故人ごとの個性を表現しやすい。

合葬型墓所のデメリット

合葬型墓所には、以下のようなデメリットがあります。

- 故人ごとの個性を表現しにくい。
- 故人ごとの遺骨の取り扱いに配慮が必要。

合葬型墓所の導入の留意点

合葬型墓所を導入する際には、以下のような留意点があります。

- 故人ごとの個性を表現しやすさを重視する。
- 故人ごとの遺骨の取り扱いに配慮する。
- 管理費の負担を軽減する。

合葬型墓所の未来

合葬型墓所は、近年注目を集めている新しい墓のありかたです。今後も、都市部の墓園を中心に、合葬型墓所の導入が進むと予想されます。合葬型墓所のメリットを最大限に活かすことができれば、新しい墓のありかたとして、合葬型墓所は大きな可能性を秘めています。

合葬型墓所の種類

合葬型墓所は、大きく分けて「共同型」と「個別型」の2種類があります。

共同型：複数の故人の遺骨を一つの墓に納骨する形式です。管理費も抑えられるというメリットがあります。

個別型：故人ごとに個別の墓を設置する形式です。故人ごとの個性を表現しやすいというメリットがあります。

合葬型墓所のメリット

合葬型墓所には、以下のようなメリットがあります。

- 土地の無駄遣いを減らすことができる。
- 管理費を抑えられる。
- 都市部の墓園にも導入しやすい。
- 故人ごとの個性を表現しやすい。

合葬型墓所のデメリット

合葬型墓所には、以下のようなデメリットがあります。

- 故人ごとの個性を表現しにくい。
- 故人ごとの遺骨の取り扱いに配慮が必要。

合葬型墓所の導入の留意点

合葬型墓所を導入する際には、以下のような留意点があります。

- 故人ごとの個性を表現しやすさを重視する。
- 故人ごとの遺骨の取り扱いに配慮する。
- 管理費の負担を軽減する。

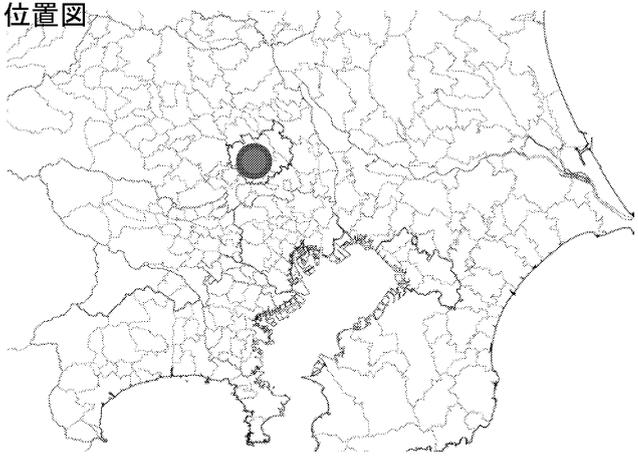
合葬型墓所の未来

合葬型墓所は、近年注目を集めている新しい墓のありかたです。今後も、都市部の墓園を中心に、合葬型墓所の導入が進むと予想されます。合葬型墓所のメリットを最大限に活かすことができれば、新しい墓のありかたとして、合葬型墓所は大きな可能性を秘めています。

2

さいたま市

地域の概要

<p>自治体名 埼玉県さいたま市 (政令指定都市)</p> <hr/> <p>国勢調査人口(速報) (平成22年10月1日現在)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1,225,800人 (抽出速報推計 2011. 6. 29公表)</p> <hr/> <p>面積 217.49km²</p>	<p>位置図</p> 
--	---

特徴

権限移譲済	公営墓地
墓地規制	施設型共同墓

墓地条例等

○さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成16年12月27日
条例第66号

さいたま市墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成13年さいたま市条例第192号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準、手続等を定めることにより、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(経営の主体)

第3条 法第10条第1項の許可を受けて墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項の宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を市内に有するもの
- (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人で、登記された主たる事務所を市内に有するもの

(一部改正〔平成20年条例42号・21年52号〕)

(事前協議)

第4条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可(以下「経営許可」という。)又は同条第2項の規定による墓地等の変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとする者(以下「計画者」という。)は、当該墓地等の経営の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、計画者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(計画書の提出)

第5条 計画者は、前条の規定による協議を行った後、墓地等設置計画書(以下「計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 計画者は、計画書の内容に変更が生じたときは、改めて計画書を提出しなければならない。

3 市長は、必要に応じ、本市に隣接する市町の長に計画書を送付し、当該市町の長の意見を求めることができる。

(標識の設置等)

第6条 計画者は、当該墓地等の経営の計画の概要を記載した標識(以下「標識」という。)を設置しなければならない。

2 計画者は、標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 計画者は、標識の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく当該記載内容を訂正しなければならない。

(説明会の開催)

第7条 計画書を提出した計画者は、所有者等(墓地又は納骨堂にあっては敷地の境界線からの水平距離が100メートル以内、火葬場にあっては敷地の境界線からの水平距離が300メートル以内の土地又は建築物の所有者又は使用者をいう。以下同じ。)に対し、計画書の内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 計画者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(一部改正〔平成21年条例52号〕)

(所有者等との協議)

第8条 所有者等は、墓地等の経営の計画について、計画者に対し意見を述べることができる。

2 計画者は、前項の規定により意見を述べた所有者等と十分協議しなければならない。

3 計画者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(一部改正〔平成21年条例52号〕)

(見解書の提出等)

第9条 計画者は、前条第2項の規定による協議の後、同条第1項の規定により述べられた意見に対する見解を記載した文書(以下「見解書」という。)を作成し、当該意見を述べた者に送付するとともに、その写しを市長に提出するものとする。

2 計画者は、見解書を送付した後、当該見解書に対する意見が所有者等から述べられたときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(一部改正〔平成21年条例52号〕)

(審査会の設置)

第10条 墓地等の経営の計画を審査するため、さいたま市墓地等設置計画審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第11条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査事項)

第12条 市長は、次に掲げる場合においては、審査会の意見を聴かなければならない。

(1) 第5条第1項の規定による計画書の提出があったとき。

(2) 第7条第2項の規定による説明会の開催の報告があったとき。

(3) 第9条第1項の規定による見解書の提出があったとき。

2 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要があるときは、審査会の意見を聴くことができる。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

(答申に基づく指導)

第13条 市長は、前条の規定により審査会の答申を受けた後、必要があると認めるときは、計画者に対し、経営の計画に係る事項について指導することができる。

(経営許可等の申請)

第14条 計画者は、市長に申請しなければならない。

(廃止の許可の申請)

第15条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(付帯施設の変更の許可の申請)

第16条 経営許可又は変更許可を受けている墓地等において、許可された区域に設置した緑地帯、駐車場その他の規則で定める施設を変更しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

(みなし許可に係る届出)

第17条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第18条 経営許可若しくは変更許可を受けた者又は前条の規定による届出をした者は、変更許可又は第16条第1項の許可を受ける必要がある場合を除き、当該許可又は届出の内容に変更が生じたときは、当該変更が生じた日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

(許可等の通知等)

第19条 市長は、第14条から第16条までの規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その可否を決定し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、経営許可又は変更許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第17条の規定による届出を受けたときは、当該届出者にその旨を通知しなければならない。

4 第1項の規定により許可の通知を受けた者又は前項の通知を受けた者は、廃止の許可を受けたときを除き、墓地等を利用する者の見やすい場所に当該通知書等を掲示しなければならない。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

(経営者の基準等)

第20条 経営許可を受けようとする者は、当該経営に必要な経理的基礎がなければならない。

2 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用に関する契約約款の内容が、墓地又は納骨堂の利用者にとって権利義務関係が明確になっており、かつ、当該利用者の利益の保護が十分に図られているものとして規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(設置場所の基準)

第21条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 墓地等を経営しようとする者が所有する土地であり、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものであること。

(2) 埋葬を行う墓地にあつては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設の敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上であり、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所(歯科医業のみを行うものを除き、患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「病院又は診療所」という。)

エ 医療法第2条第1項に規定する助産所(妊婦、産婦又はじょく婦を入所させるための施設を有するものに限る。以下「助産所」という。)

オ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

カ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)

キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第22項に規定する介護保険施設(以下「介護保険施設」という。)

ク アからキまでに掲げるもののほか、規則で定める施設

ケ 住宅(人の居住の用に供する建物又は人の居住の用に供する部分を有する建物をいう。次号オにおいて同じ。)

(3) 埋蔵を行う墓地にあつては、当該墓地の境界線から次に掲げる施設(宗教法人法第3条に規定する境内地であつて登記された主たる事務所が存するもの又はこれに隣接する土地に設置される墓地(当該宗教法人の宗派に属する者に限って埋蔵を認めるものに限る。))にあつては、次のアからエまでに掲げる施設)の敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上であること。

ア 病院又は診療所

イ 助産所

ウ 老人福祉施設

エ 介護保険施設

オ 住宅

(4) 墓地にあつては、当該墓地の境界線から河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川の区域の境界線までの水平距離が20メートル以上であること。ただし、河川の管理者と協議し、支障がないと認められた場合は、この限りでない。

(5) 墓地にあつては、当該墓地の境界線から前号に規定する河川以外の河川(河川計画地又は河川予定地を含む。)の区域の境界線まで、水平距離で5メートル以上の空地を確保すること。ただし、河川の管理者と協議し、支障がないと認められた場合は、この限りでない。

(6) 納骨堂にあつては、当該納骨堂の敷地の境界線から病院又は診療所、助産所、老人福祉施設及び介護保険施設の敷地の境界線までの水平距離が100メートル以上であること。

(7) 火葬場にあつては、当該火葬場の敷地の境界線から第2号アからケまでに掲げる

施設の敷地の境界線までの水平距離が300メートル以上であること。

- (8) 墓地等にあつては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設の区域、同条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域又は同条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域以外の土地であること。

(一部改正〔平成20年条例14号・21年52号〕)

(墓地の施設の基準)

第22条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 墓地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地帯を設けるとともに、当該境界又は緑地帯内に障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。ただし、市長が適当と認めるときは、緑地帯の一部に代えて管理事務所、駐車場等の施設を設けることができる。
- (2) 墓地内に、主要通路を設けるとともに、当該主要通路は、アスファルト、コンクリート等堅固な材料で築造し、その幅員は4メートル以上であること。また、主要通路以外の通路は、主要通路と同様な材料で築造し、幅員は1.2メートル以上であること。
- (3) 雨水及び汚水を適切に排水できること。
- (4) 墓地内に、墳墓数に100分の5を乗じて得た数(その値に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。
- (5) 墓地の面積が3,000平方メートルを超えるものにあつては、墓地及び駐車場の入口が幅員4.5メートル以上の道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号から第4号までに掲げる道路をいう。)に接続していること。
- (6) 墓地の面積の100分の30以上に相当する面積の緑地を設けること。
- (7) 墓地の面積が1万平方メートル以上のものにあつては、墓地の面積に占める墳墓の面積の割合は、100分の30以下とすること。
- (8) 墓地内に、管理事務所、便所、ごみ集積施設及び給水設備を設けること。
- (9) 合葬墓(縁故者のいない墳墓から焼骨を改葬し、合わせて埋蔵するための施設をいう。)を設置すること。

(一部改正〔平成20年条例14号・21年52号〕)

(納骨堂の施設の基準)

第23条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する耐火構造とし、納骨装置(納骨壇、棚等で骨つぼを収めることができるものをいう。以下同じ。)は、同法第2条第9号に規定する不燃材料を用いること。
- (2) 出入口及び納骨装置は、施錠できる構造とすること。
- (3) 内部には、除湿装置を設けること。
- (4) 納骨堂の敷地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地帯を設けるとともに、当該境界又は緑地帯内に障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。
- (5) 納骨堂の敷地内に、収蔵数に100分の5を乗じて得た数(その値に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。
- (6) 納骨堂の敷地内に、管理事務所、便所及びごみ集積施設を設けること。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

(火葬場の施設の基準)

第24条 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 火葬場の敷地の境界に高さ2メートル以上の障壁又は樹木の垣根等を設け、外部と区画すること。
- (2) 火葬炉には、防臭及び防じんのために必要な装置を設けること。
- (3) 火葬場の敷地内に、管理事務所、便所、休憩室、火葬室及び灰庫を設けること。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

(工事の着手の届出)

第25条 経営許可又は変更許可を受けた者(以下「経営者」という。)は、当該許可に係る墓地等の工事に着手しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了検査等)

第26条 経営者は、許可に係る墓地等の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、その旨を経営者に通知するものとする。

3 経営者は、前項の通知を受けた後でなければ、許可に係る墓地等を使用してはならない。

4 経営者は、第2項の通知を受けたときは、墓地等を利用する者の見やすい場所に当該通知書を掲示しなければならない。

(一部改正〔平成20年条例14号〕)

(経営者等の遵守事項)

第27条 経営者又は墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 墓地等は、清潔を保持し、清掃、補修及び緑地等の管理を怠らないこと。

(2) 墓地においては、墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓地の利用者に安全措置を講ずるよう求めること。

(3) 障壁を設けた墓地等は、当該障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

(4) 火葬場における残骨は、丁重に扱うこと。

(立入調査)

第28条 市長は、必要があると認めるときは、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の許可を得て、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させること(以下「立入調査」という。)ができる。

2 立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第29条 市長は、第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条、第8条第2項並びに第9条第1項に規定する手続が正当な理由がなくなくなされていないと認めるときは、計画者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第30条 市長は、第13条の規定による指導を受けた者又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該指導又は勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者にあらかじめその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(適用除外)

第31条 第4条から第9条までの規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 既存の墓地に接して500平方メートル未満の区域を加える場合

(2) 納骨堂を既存の墓地の区域内、火葬場の敷地内又は宗教法人法第3条に規定する境内地に設置する場合

(3) 既存の納骨堂を同規模に改築する場合

(4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転する場合

(5) 既存の墓地等を引き継いで経営する場合

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に第4条に規定する事前協議に準じた手続がなされている墓地等に係る許可の手続並びに墓地等の設置場所及び施設の基準については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する墓地等については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更しようとする場合を除き、第21条から第24条までの規定は、適用しない。

附 則(平成20年3月18日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第21条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第21条第4号及び第5号並びに第22条から第24条までの規定は、この条例の施行の日以後に提出する計画書に係る経営許可又は変更許可については適用し、同日前に提出した計画書に係る経営許可又は変更許可については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第26条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に通知する工事の完了検査の通知書について適用し、同日前に通知した工事の完了検査の通知書については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月17日条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

4 第2条の規定による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条第3号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則(平成21年12月24日条例第52号)

(施行期日)

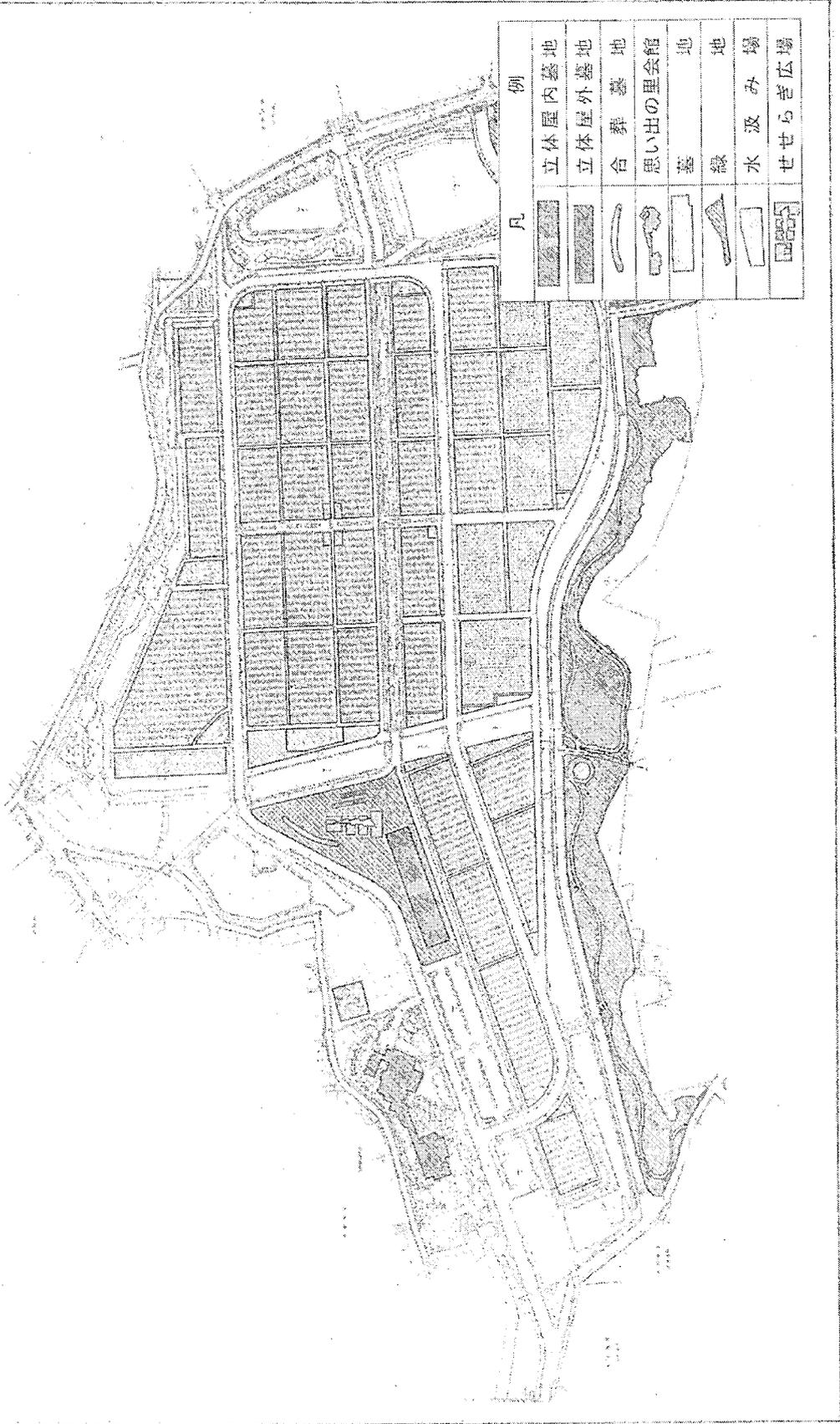
1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 次項に規定するもののほか、この条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条第2号及び第3号、第21条第3号並びに第22条第9号の規定は、この条例の施行の日以後に行う事前協議に係る墓地等の経営の許可又は変更の許可について適用し、同日前に終了した事前協議に係る墓地等の経営の許可又は変更の許可については、なお従前の例による。

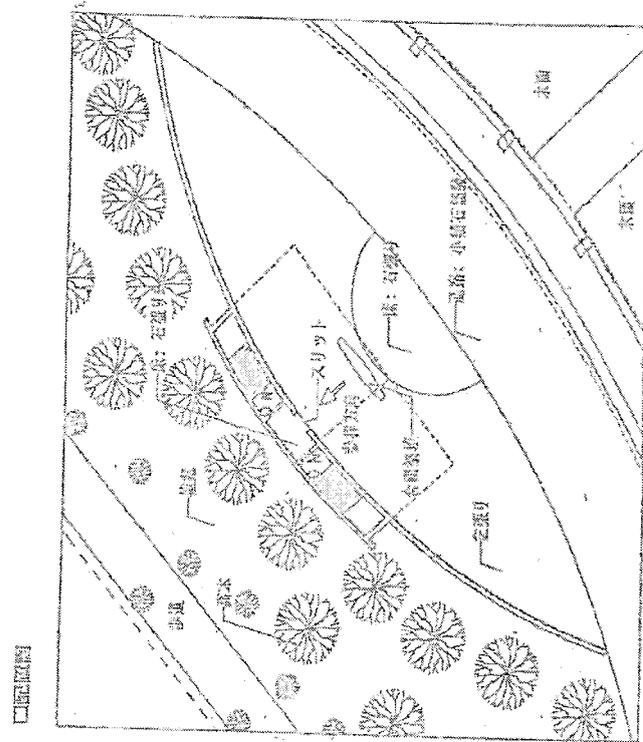
3 この条例の施行の際現に存する埋蔵を行う墓地の区域を変更しようとする場合におけるこの条例による改正後のさいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第21条第3号の規定の適用については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

さいたま市思い出の里市営霊園現況土地利用図(配置図)

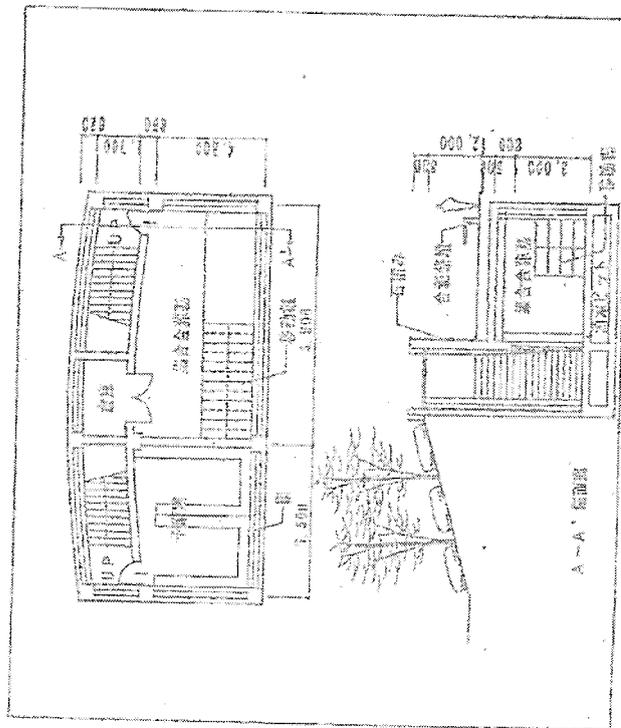


合葬式墓地平面図

合葬式墓地 (600体収容)



平面図・断面図



合葬式墓地利用者 様

さいたま市保健福祉局保健部
思い出の里市営霊園事務所長

思い出の里市営霊園の墓地利用につきましては、次の諸条件などを遵守していただき、ご利用くださるようお願いいたします。

1 ご利用上の条件

- (1) 埋蔵室へは、埋葬時に1回、親族のみ入室することができます。ただし、僧侶等の入室はできません。また、埋蔵室内での供養及び法要はできません。
- (2) 遺骨の埋蔵は、当霊園職員の立会いの下で行います。
また、埋葬は、原則として1週間前までに届出が必要です。埋蔵時間は午前9時～正午、午後1時～午後4時です。埋葬届けをするときに予約してください。
- (3) 墓地へは、あらかじめ届け出た遺骨のみ埋葬することができます。
- (4) 合葬式墓地の正面に設けられた祭壇前での供養・法要は可能ですが、出来る限り自宅等でお済ませください。
なお、祭壇前で行う場合は、事前に予約をしてください。
- (5) 焼香や献花は、合葬式墓地の正面に設けられた祭壇で行ってください。
- (6) 果物・お菓子・ジュース・お酒などのお供え物は、カラス、猫等により食べ散らかされて、他の利用者の迷惑となりますので、必ずお持ち帰りください。
- (7) 塔婆の設置は出来ません。
- (8) 利用許可日から20年を経過した遺骨は、共同合祀になります。また、利用許可日から20年を経過してからの埋葬は、最初から共同合祀になります。
- (9) 共同合祀後の遺骨は返還できません。

2 墓地利用許可の取り消し等について

利用者が、次のひとつに該当する場合は、墓地の利用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 墓地の利用権を譲渡し、または転賃したとき。
- (2) 法令又はさいたま市墓地及び納骨堂条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

3 諸手続きについて

下記の事由が生じた場合は、速やかに所定の手続きをしてください。

- (1) 焼骨を埋蔵する場合
- (2) 利用者の住所、氏名が変更になった場合
- (3) 祭祀主宰予定者を届けるとき又は住所、氏名を変更した場合
- (4) 墓地利用許可証を紛失した場合
- (5) 墓地を返還する場合

届出が必要な場合	提出書類等
焼骨を埋蔵するとき	墓地利用許可証、火(改)葬許可証
利用者が住所を変更したとき	墓地利用許可証、世帯全員の住民票
利用者が改名したとき	墓地利用許可証、世帯全員の住民票 戸籍謄本
祭祀主宰予定者を届けるとき 又は住所、氏名を変更したとき	墓地利用許可証、印鑑
墓地利用許可証を紛失したとき	印鑑証明書、実印
墓地を返還するとき	墓地利用許可証、印鑑証明書、実印

※『墓地利用許可証』は埋葬等の手続きに必要です。大切に保管してください。

※墓地を返還する場合は、既に納めた使用料は返還できません。

ただし、利用許可を受けた日から2年以内に未使用の墓地を返還する場合は、使用料の全額又は一部をお返しすることができます。

4 思い出の里利用時間について

●4月～9月 午前7時～午後7時

●10月～3月 午前7時～午後6時

※春の彼岸(3月)午前6時～午後6時

※お盆(8月)・秋の彼岸(9月)午前6時～午後7時

上記の時間以外は、墓地の敷地内に入ることができません。

※ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

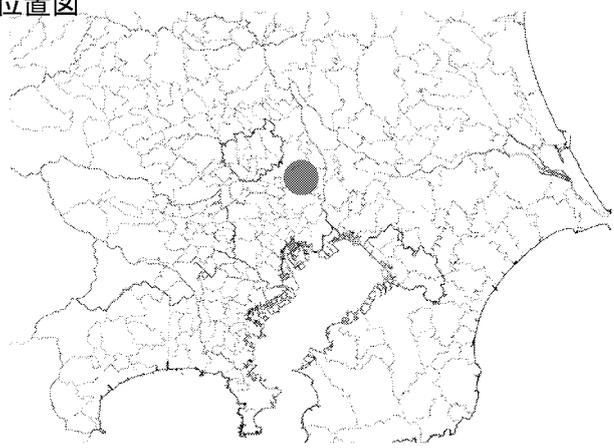
さいたま市保健福祉局 保健部

思い出の里市営霊園事務所

〒337-0014 さいたま市見沼区大字大谷600番地

電話048-686-3499

地域の概要

自治体名 埼玉県草加市 (特例市)	位置図 
国勢調査人口(速報) (平成22年10月1日現在)	
249,000人 (抽出速報推計 2011. 6. 29公表)	
面積 27.42km ²	

特徴

権限移譲済

墓地規制

墓地条例等

○草加市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成15年3月26日
条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準及び手続並びに墓地等の設置等に係る基準その他必要な事項を定めることにより、周辺的生活環境と調和のとれたまちづくりに資することを目的とする。

(平17条例47・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。(墓地等の構想説明等)

第2条の2 法第10条第1項又は第2項の規定による許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(平成17年条例第8号)第20条から第22条まで及び第24条の手続を行わなければならない。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する都市計画事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川事業に伴う墓地等の区域の縮小に係る変更又は墓地等の区域の移転(拡張する場合は除く。)の場合で、かつ、変更後も第10条及び第11条の規定を満たすものについては、この限りでない。

2 申請予定者は、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例第22条第3項の規

定により提出された意見について、一定の配慮をするよう努めなければならない。

- 3 申請予定者は、前項の規定による配慮に努めた後でなければ、次条の協議を行うことができない。

(平17条例9・追加、平19条例26・一部改正)

(事前協議等)

第3条 前条の手續及び配慮を行った申請予定者は、墓地等の計画について事前に市長と協議しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の協議に際して墓地等の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、第13条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで墓地等の計画地の見やすい場所に標識を設置するとともに、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による協議があった場合は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導をすることができる。

(平17条例9・一部改正)

(説明会等の実施)

第4条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地等の変更許可(以下「経営許可等」という。)の申請をしようとする者(以下「経営予定者」という。)は、規則で定めるところにより、関係住民等(規則で定める者をいう。以下同じ。)に対し、墓地等の計画について説明会等により説明を行わなければならない。ただし、都市計画法に規定する都市計画事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川事業に伴う墓地等の区域の縮小に係る変更の場合で、かつ、変更後も第10条及び第11条の規定を満たすものについては、この限りでない。

- 2 経営予定者は、前項の規定により説明会等により説明を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(平17条例9・平19条例26・一部改正)

(関係住民等の意見)

第5条 関係住民等は、規則で定める日までに経営予定者に対し、墓地等の計画について意見の申出をすることができる。

- 2 経営予定者は、前項の規定により意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議し、速やかにその協議の内容を市長に報告しなければならない。

(経営許可の申請)

第6条 法第10条第1項の墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称
- (3) 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 墓地の区画数(納骨堂にあっては檀数及び収蔵数、火葬場にあっては炉数)
- (5) 墓地等の経営計画
- (6) 工事完了予定年月日

(変更許可の申請)

第7条 法第10条第2項の墓地等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称
- (3) 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更に係る工事完了予定年月日

(廃止許可の申請)

第8条 法第10条第2項の墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 墓地等の名称
- (3) 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 廃止の理由
- (5) 廃止予定年月日
(経営者等の基準)

第9条 墓地等を経営し、又は変更しようとする者は、次に掲げるものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
 - (2) 自己の所有地(当該土地に関する所有権以外の権利が存しないものに限る。次号において同じ。)に設置する墓地等を永続的に経営しようとすることを目的として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第2号に規定する公益財団法人で、市内にその事務所を有し、かつ、その事務所が経営し、又は変更しようとする墓地等の所在地から2キロメートル以内のもの
 - (3) 自己の所有地に設置する墓地等を永続的に経営しようとする宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された事務所を1年以上市内に有し、かつ、その事務所が経営し、又は変更しようとする墓地等の所在地から2キロメートル以内のもの
- 2 前項第2号及び第3号に該当する者にあつては、墓地等の経営に十分な財産その他経済的基礎を有していなければならない。
- 3 市長は、経営許可等に当たり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、監査法人による財務監査を受けることその他必要な条件を付することができるものとする。
(平17条例9・平17条例47・平20条例25・一部改正)

(設置場所の基準)

第10条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 河川又は湖沼からおおむね20メートル以上離れていること。
- (2) 公園、学校、保育所、病院その他の公共施設及び住宅からおおむね100メートル以上離れていること。
- (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。
- (4) 敷地は、別表第11に定める幅員の道路(袋路状のものを除く。)に接していること(新設の場合に限る。)
- (5) 都市計画法第11条第2項に規定する都市施設(同条第1項第2号に規定する墓園は除く。)の区域でないこと。
- (6) 都市計画法第12条第2項に規定する市街地開発事業を施行している区域でないこと。
- (7) 都市計画法第12条の4第2項に規定する地区計画等の区域でないこと。
- (8) 前3号に掲げる区域のほか、墓地の設置により将来のまちづくりに支障がある区域として規則で定める区域でないこと。

(平17条例47・平19条例26・一部改正)

(施設の基準)

第11条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等を引き継いで経営しようとする場合であつて、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 墓地

ア 敷地内に別表第22に定める緑地等を設けること。

イ 各墳墓に接続するコンクリート、石等で舗装された幅員1メートル以上の通路を設けること。

ウ 雨水等が停滞しないように排水設備を設けること。

エ 便所、給水設備、ごみ処理のための施設、管理事務所及び別表第2に定める駐車場を設けること。ただし、これらの施設の全部又は一部について、当該墓地を営業者とする者が、当該墓地の近隣の場所に墓地の利用者が使用できる施設を有する場合において、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、当該施設に関しては、この限りでない。

(2) 納骨堂

ア 敷地内に別表第2に定める緑地等を設けること。

イ 耐火構造であること。

ウ 床は、コンクリート、石等の堅固な材質を用いること。

エ 内部の設備は、不燃材料を用いること。

オ 除湿装置を設けること。

カ 出入口及び納骨装置は、施錠できる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

キ 便所、給水設備、ごみ処理のための施設及び別表第2に定める駐車場を設けること。

(3) 火葬場

ア 境界には、障壁及び門扉を設けること。

イ 火葬炉には、防じん、防臭等の装置を設けること。

ウ 灰庫を設けること。

エ 便所、待合室、管理事務所及び駐車場を設けること。

(平17条例9・平17条例47・一部改正)

(許可等の通知)

第12条 市長は、法第10条第1項又は第2項の規定による許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、申請者に通知しなければならない。

(工事完了届出等)

第13条 墓地等の経営の許可又は墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けた者は、当該許可に係る墓地等の工事が完了した場合は、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けるとともに、工事完了検査済証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合は、速やかに検査を行い、工事完了検査済証を交付するものとする。

3 墓地等の経営者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(平17条例9・一部改正)

(みなし許可に係る届出)

第14条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(名称等の変更の届出)

第15条 墓地等の経営者は、墓地等の名称その他規則で定める事項の変更があった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の附帯施設等の変更許可申請等)

第15条の2 墓地等の経営者は、法第10条第2項の規定による変更の許可を受ける必要がある場合を除き、当該墓地等に設置した緑地等その他規則で定めるものを変更しようとするときは、市長に申請し、その許可(以下「附帯施設等変更許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、附帯施設等変更許可のうち敷地の拡張を伴う場合は、その許可の申請をしようとする者(以下「附帯施設等変更申請者」という。)に対し、その変更計画について関係住民等に説明を行うことを求めることができる。

3 附帯施設等変更申請者は、前項の規定により説明を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

4 市長は、附帯施設等変更許可をしたとき、又は当該許可をしないこととしたときは、附帯施設等変更申請者に通知しなければならない。

(平17条例47・追加)

(経営者の遵守事項)

第16条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可番号を掲示すること。ただし、2,000平方メートル未満の墓地については、この限りでない。

(2) 墓地等を常に清潔に保ち、施設等が破損した場合は、速やかに修理すること。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に埼玉県知事がした処分その他の行為又は埼玉県知事に対してされた申請その他の行為で、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成14年埼玉県条例第73号)附則第2項の規定により、市長のした処分その他の行為若しくは市長に対してされた申請その他の行為とみなされるもの又は第3条第1項に相当する手続を埼玉県知事と行っているものに係る許可の基準その他の手続については、墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成11年埼玉県条例第65号)の例による。

附 則(平成17年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定及び第3条の改正規定は、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(平成17年条例第8号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成17年10月1日)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の第3条第1項の協議を市長と行っているものに係る許可の基準その他の手続については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条第1項の協議を市長と行っているものに係る許可の基準その他の手続については、なお従前の例による。

附 則(平成19年条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定による改正後の草加市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条第1項第2号の公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例財団法人を含むものとする。

別表第1(第10条関係)

(平17条例47・追加)

墓地を設置する区域	道路幅員の基準
市街化区域	(1)敷地の面積が0.3ヘクタール未満である場合は、4メートル以上とする。 (2)敷地の面積が0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満である場合は、6メートル以上とする。 (3)敷地の面積が1ヘクタール以上である場合は、9メートル以上とする。
市街化調整区域	(1)敷地の面積が1ヘクタール未満である場合は、6メートル以上とする。 (2)敷地の面積が1ヘクタール以上である場合は、9メートル以上とする。

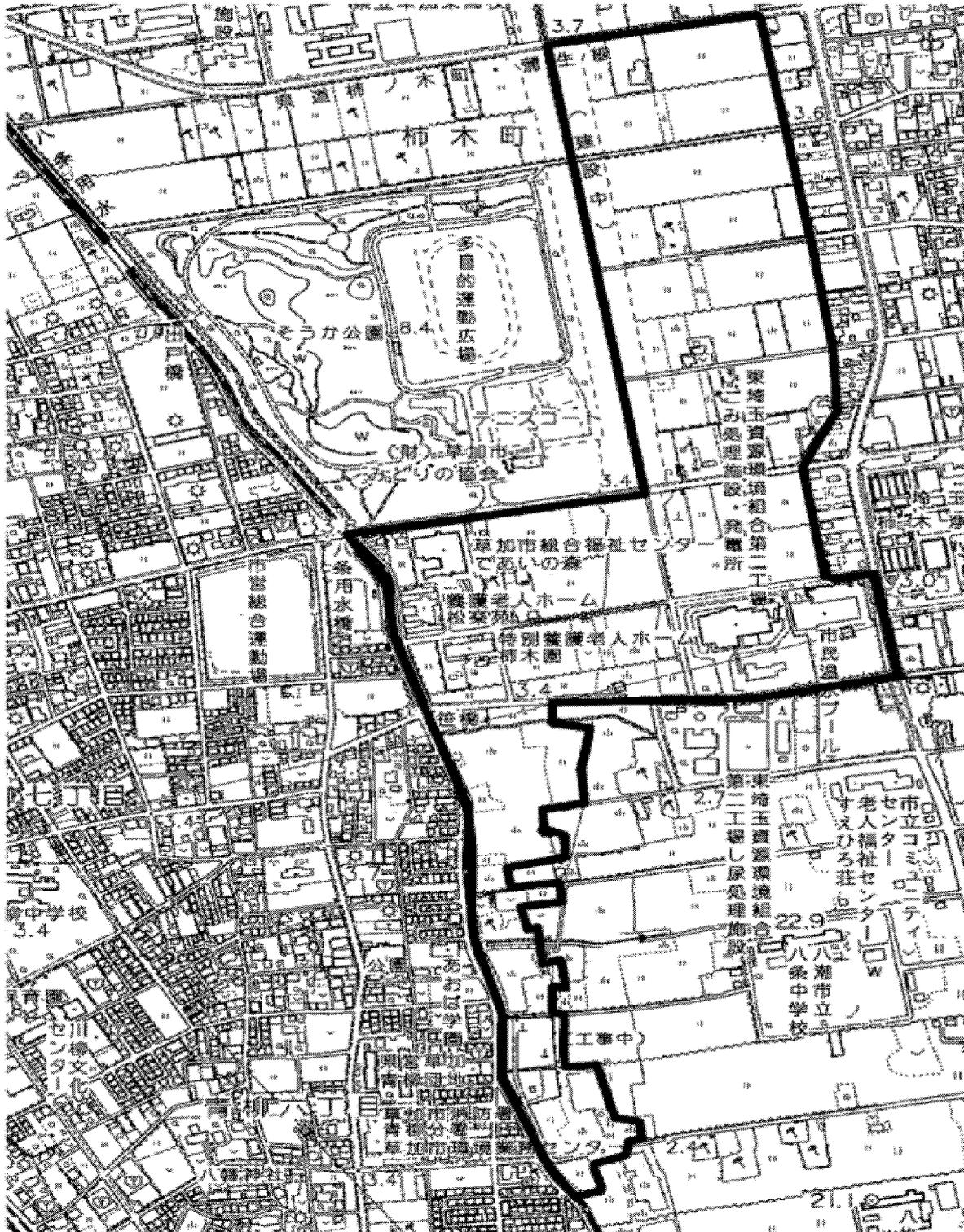
別表第2(第11条関係)

(平17条例9・追加、平17条例47・旧別表・一部改正)

区分	施設の基準
墓地	<p>緑地等</p> <p>1 敷地境界の内側に接して、次に掲げる幅の緑地帯及び墳墓が見えないような障壁又は密植した垣根等を設けること。</p> <p>(1)新設又は区域の拡張に係る敷地の面積が1,000平方メートル未満である場合は、1.5メートル以上とする。ただし、隣接地に居住の用に供する建物がある場合は、当該隣接する場所においては2メートル以上とする。</p> <p>(2)新設又は区域の拡張に係る敷地の面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満である場合は、2メートル以上とする。</p> <p>(3)新設又は区域の拡張に係る敷地の面積が2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満である場合は、3メートル以上とする。</p> <p>(4)新設又は区域の拡張に係る敷地の面積が3,000平方メートル以上である場合は、5メートル以上とする。</p> <p>2 新設又は区域の拡張に係る敷地に対する緑地(前項各号に規定する緑地帯を含む。)の面積の割合が20パーセント以上であること。</p> <p>駐車場</p> <p>墳墓の区画数の5パーセント以上の台数の自動車駐車場を敷地内に設けること。この場合において、車いす使用者用として、墓地を利用しやすい位置に全台数の2パーセント以上を確保すること。</p>
納骨堂	<p>緑地等</p> <p>敷地境界の内側に接して、幅3メートル以上の緑地帯を設け、さらにその内側に容易に立ち入れない一定の高さを有した障壁又は密植した垣根等を設けること。</p> <p>駐車場</p> <p>納骨堂の収蔵数の3パーセント以上の台数の自動車駐車場を敷地内に設けること。この場合において、車いす使用者用として、納骨堂を利用しやすい位置に全台数の2パーセント以上を確保すること。</p>

墓地禁止区域の設定状況（例）

平成22年に新たに追加された墓地の設置を制限する区域（複数ある制限区域の内の一つ）。



沖縄県 墓地、埋葬等に関する法律施行細則

○墓地、埋葬等に関する法律施行細則

昭和47年 5月15日

規則第52号

改正 昭和55年10月23日規則第48号 昭和59年 1月30日規則第 7号
 平成 7年 3月31日規則第35号 平成19年 6月 5日規則第67号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則をここに公布する。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の実施のため、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営主体)

第2条 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）を經營しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が、県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める墓地等の經營については、この限りでない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する法人（以下「宗教法人」という。）であつて、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人（以下「公益法人」という。）であつて、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

追加〔平成19年規則67号〕

(申請書の様式等)

第3条 法第10条第1項の規定による許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の經營許可申請書（第1号様式）により行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置に関する議会の議決書又は予算書の写し、その他の者である場合にあつては、当該墓地等の所在地の地方公共団体長の意見書
 - (2) 申請者が公益法人又は宗教法人である場合にあつては、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び墓地等の管理運営に関する規則等の写し
 - (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
 - (4) 墓地の周囲200メートル（納骨堂又は火葬場にあつては、周囲500メートル）以内の附近見取図（第7条第1号イ及びウに規定する施設等からの距離を記入したもの）
 - (5) 墓地にあつては造園計画図
 - (6) 納骨堂又は火葬場の敷地及び建物の図面（配置平面図及び立面図をいう。以下同じ。）並びに構造仕様書
 - (7) 敷地が農地であるときは、当該農業委員会の意見書の写し
 - (8) 申請地及び隣接地の公図の写し
 - (9) その他知事が必要と認める書類

3 法第10条第2項の規定による変更許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書（第2号様式）により行うものとする。

4 前項の申請書には、第2項第1号、第4号及び第6号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付し

なければならない。

(1) 墓地の場合は、変更前後の区域を明示した図面

(2) 納骨堂又は火葬場の場合は、変更前後の敷地及び建物の図面並びに構造仕様書

5 法第10条第2項の規定により、墓地等の廃止の許可を受けようとするものは、墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し、

その他のものである場合にあっては、当該墓地等の使用者の廃止に同意する旨の署名

(2) 改葬計画書

一部改正〔昭和55年規則48号・59年7号・平成7年35号・19年67号〕

（許可証の交付）

第4条 知事は、法第10条第1項の規定に基づき墓地等の経営の許可をしたときは墓地・納骨堂・火葬場経営許可証（第4号様式）を、同条第2項の規定に基づき墓地等の変更又は廃止の許可をしたときは墓地・納骨堂・火葬場経営（変更・廃止）許可証（第5号様式）をそれぞれ申請者に交付しなければならない。

2 知事は、墓地等の経営を許可するときは、必要な条件を付することができる。

一部改正〔平成7年規則35号・19年67号〕

（工事完成届出）

第5条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更の工事が完成したときは、工事完成届出書（第6号様式）を知事に提出してその検査を受けなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 完成した墓地等の写真

(2) 経営者が地方公共団体である場合にあっては、当該墓地等の管理条例の写し、その他の者である場合にあっては、当該墓地等の使用料金等を定めた書類

一部改正〔平成7年規則35号・19年67号〕

（墓地等の構造）

第6条 墓地等の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、知事は、土地の状況、特殊の構造等から附近に公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。

イ 道路の有効幅員は、1メートル以上とすること。

ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。

エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。

オ 墓地区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。

カ 管理事務所（面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。）、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場（墳墓数に100分の10を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の駐車区画を有するものであること。）を設けること。

(2) 納骨堂

ア 納骨堂を他の建物の中に設置するときは、その区画を明らかにすること。

イ 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。

ウ 出入口及び堂内納骨棚は、鍵のかけられる設備をすること。

(3) 火葬場

ア 周囲は、内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。

イ 火葬炉は、臭煙等の公害防止装置を設備すること。

ウ 死体置場、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。

エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不浸透性材料をもって造り、かつ、雨覆いを設けること。

一部改正〔昭和55年規則48号・平成7年35号・19年67号〕

（墓地等の設置場所）

第7条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、知事が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和することができる。

(1) 墓地

ア 墓地の敷地は、当該墓地を經營する者が所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。

イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。

ウ 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から100メートル以上離れていること。

エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。

オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

カ 周辺的美観を損ねることがないこと。

(2) 納骨堂については、前号(エを除く。)の規定を準用すること。ただし、寺院若しくは教会の境内又は火葬場敷地内に建設する場合はこの限りでないこと。

(3) 火葬場については、第1号の規定を準用すること。この場合において、同号イ中「30メートル」とあるのは「200メートル」と、同号ウ中「100メートル」とあるのは「200メートル」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和55年規則48号・平成7年35号・19年67号〕

(墓籍等)

第8条 省令第7条の墓籍、納骨簿及び火葬場火葬簿は、それぞれ第7号様式、第8号様式及び第9号様式のとおりとする。

一部改正〔平成7年規則35号・19年67号〕

(書類の經由)

第9条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、2部とし、その墓地等の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

一部改正〔平成19年規則67号〕

(個人が設置する墓地の經營)

第10条 個人が自己又は親族のために限り設置する墓地の經營が第2条ただし書に該当する場合には、当該墓地及び当該墓地の經營者については、第5条から第7条までの規定を適用しない。

追加〔平成19年規則67号〕

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、法の実施のため必要な事項は、別に定める。

追加〔平成19年規則67号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年10月23日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年1月30日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日規則第35号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月5日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の墓地、埋葬等に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際改正前の墓地、埋葬等に関する法律施行細則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名） ㊟
電話番号

墓地等の名称
墓地等の所在地
墓地等の敷地の地目及び面積（㎡）
敷地所有者 住所 氏名
申請の理由
周囲の状況及び区画の方法
墓地等の構造
管理の方法
管理者（予定）住所（役職） 氏名
工事の着工 年 月 日 完成予定 年 月 日

注1 構造欄は、次により記載すること。

- (1) 墓地の場合は、造園計画の概要及び墳墓の種類及び計画墳墓数
- (2) 納骨堂の場合は、建物及び附属設備の構造の概要及び建坪並びに納骨予定数
- (3) 火葬場の場合は、建物及び附属設備の構造の概要及び建坪、火炉の構造、煙突の構造、防臭、防塵設備及び燃料の種類

2 管理の方法欄は、次により記載すること。

- (1) 使用料金、維持管理の組織及び方法並びに利用者の範囲
- (2) 納骨堂の場合は、(1)及び収蔵期間
- (3) 火葬場の場合は、(1)及び残灰処分の方法

3 敷地所有者の氏名、住所欄は、申請者と敷地所有者が同一人でない場合のみ記載すること。

一部改正〔昭和55年規則48号・平成7年35号・19年67号〕
第2号様式
(第3条関係)

墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

墓 地 等 の 名 称			
墓 地 等 の 所 在 地			
墓地等の敷地の地目及び面積 (㎡)			
敷地所有者	住 所	氏 名	
変 更 の 理 由			
変 更 の 内 容	旧	新	
管 理 者	住 所 (役職)	氏 名	
工事の着工 完成予定	年	月	日

注 敷地所有者の氏名、住所欄は、申請者と敷地所有者が同一人でない場合のみ記載すること。

一部改正〔昭和55年規則48号・平成7年35号・19年67号〕
第3号様式
(第3条関係)

墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

墓 地 等 の 名 称
墓 地 等 の 所 在 地
墓地等の敷地の地目及び面積 (㎡)
敷地所有者 住所 氏 名
廃 止 の 理 由
設 備 施 設 の 状 況
廃 止 後 の 処 置
廃 止 予 定 年 月 日

注 敷地所有者の氏名、住所欄は、申請者と敷地所有者が同一人でない場合のみ記載すること。

一部改正〔昭和55年規則48号・平成7年35号・19年67号〕

第4号様式

(第4条関係)

第 号	
墓地・納骨堂・火葬場経営許可証	
経営者 住 所	
氏 名	
1	名 称
2	所 在 地
3	面 積
	イ 敷 地
	ロ 建 物
4	墓地の墳墓数、納骨堂の区画数及び火葬炉の基数
<p>年 月 日付けで申請のあった については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定により許可したことを証します。</p>	
許可条件	
年 月 日	
沖縄県知事	
印	

全部改正〔昭和55年規則48号〕、一部改正〔平成7年規則35号・19年67号〕
第5号様式
(第4条関係)

第	号
墓地・納骨堂・火葬場経営（変更・廃止）許可証	
経営者 住 所	
氏 名	
年 月 日付けで申請のあった については、墓地、埋葬	
等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第2項の規定により許可したことを	
証します。	
許可条件	
年 月 日	
沖縄県知事	印

全部改正〔平成19年規則67号〕
第6号様式
(第5条関係)

工 事 完 成 届 出 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

届出人 住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

㊦

電話番号

名 称	
所 在 地	
許 可	年 月 日 沖縄県許可第 号
着 工	年 月 日
完 成	年 月 日
施行業者名	
工 事 費	

一部改正〔昭和55年規則48号・平成7年35号・19年67号〕

第7号様式

(第8条関係)

○ ○ 墓 地 墓 簿

管理者氏名

㊟

受付 番号	墓 地 使 用 者			死 亡 者				埋葬又は 埋蔵 年月日	死 因	備 考
	住 所	氏 名	死亡者と の続柄	氏 名	年 齢	性 別	死 亡 年月日			

一部改正〔昭和55年規則48号・平成19年67号〕

第8号様式

(第8条関係)

○ ○ 納 骨 堂 納 骨 簿

管理者氏名

㊟

受付 番号	納 骨 堂 使 用 者			死 亡 者				収 蔵 年月日	備 考
	住 所	氏 名	死亡者と の続柄	氏 名	年 齢	性 別	死 亡 年月日		

一部改正〔昭和55年規則48号・平成19年67号〕
 第9号様式
 (第8条関係)

〇 〇 火 葬 場 火 葬 簿

管理者氏名

㊦

受付 番号	火 葬 申 請 者			死 亡 者				火 葬 年月日	死 因	備 考
	住所	氏名	死亡者との続柄	氏 名	年 齢	性 別	死 亡 年月日			

備考

死胎火葬の場合は、次の要領により記入する。

死亡者氏名欄には父母の氏名

年齢欄には妊娠月数

死亡年月日欄には分べん年月日

一部改正〔昭和55年規則48号・平成19年67号〕

○適正な土地利用の調整に関する条例

平成17年3月31日条例第50号

適正な土地利用の調整に関する条例をここに公布する。
適正な土地利用の調整に関する条例

目次

第1章	総則(第1条—第6条)
第2章	土地利用調整基準
第1節	土地利用行為の遵守基準(第7条—第19条)
第2節	土地利用行為の指導基準(第20条—第29条)
第3節	市街化調整区域内の土地利用行為の基準(第30条—第33条)
第4節	基準の緩和(第34条)
第3章	地区土地利用協定(第35条—第43条)
第4章	土地利用行為に係る手続き
第1節	土地利用行為の承認等(第44条—第54条)
第2節	地区土地利用協定区域内の土地利用行為の届出等(第55条—第57条)
第5章	雑則(第58条—第61条)
第6章	罰則(第62条・第63条)
	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、横須賀市土地利用基本条例(平成17年横須賀市条例第47号。以下「基本条例」という。)第4条に規定する土地利用の調整に関する基本方針及び同条例第5条に規定する土地利用の調整への住民参加等に関する事項その他土地利用の調整に関し必要な事項を定めることにより、本市にふさわしい生活環境、自然環境、都市環境等の形成及び保全を図り、もって基本条例の目的の達成に資することを目的とする。

(対象行為)

第2条 この条例は、次に掲げる土地利用行為(以下単に「土地利用行為」という。)を対象とする。

(1) 開発事業(500平方メートル以上の土地の区画形質の変更で、次に掲げるものをいう。以下同じ。)

ア 建築物系の開発事業(主として建築物の建築を目的とする開発事業をいう。ただし、自己居住用の開発事業(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発事業をいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)

イ 自己居住用の開発事業

ウ 非建築物系の開発事業(土地そのものの利用を主たる構成要素とする開発事業をいう。以下同じ。)

(2) 特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例(平成14年横須賀市条例第41号。以下

「特定建築等行為条例」という。)第3条第1項に規定する特定建築等行為のうち次に掲げるもの

ア 中高層建築物の建築(特定建築等行為条例第3条第1項第2号に規定する中高層建築物(以下単に「中高層建築物」という。))の建築をいう。以下同じ。)

イ 大規模建築物の建築(特定建築等行為条例第3条第1項第3号に規定する大規模建築物(以下単に「大規模建築物」という。))の建築をいう。以下同じ。)

ウ 特定用途建築物の建築(特定建築等行為条例第3条第1項第4号に規定する特定用途建築物(以下単に「特定用途建築物」という。))の建築をいう。以下同じ。)

エ 特定用途建築物への用途変更(特定建築等行為条例第3条第1項第4号の2に規定する特定用途建築物への用途変更をいう。以下同じ。)

オ がけ地建築物の建築(特定建築等行為条例第3条第1項第5号に規定するがけ地建築物(以下単に「がけ地建築物」という。))の建築をいう。以下同じ。)

カ 宅地造成(特定建築等行為条例第3条第1項第6号に規定するものをいう。以下同じ。)

(3) 工場等の建築(工場、倉庫、作業所、危険物の貯蔵又は処理のための施設等で当該用途に供する床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの(以下「工場等」という。))の建築をいう。以下同じ。)

(4) 墓地等の設置(墓地又はペット霊園(専ら犬、猫その他の動物で人に飼育されていたものの死骸の火葬に必要な焼却設備又は当該死骸を埋葬し、若しくは焼骨を納骨するための設備を有する施設をいう。))(以下「墓地等」という。))の設置(増設を含む。以下同じ。))をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。以下同じ。)

(5) 資材置場の設置(市街化調整区域内における資材置場(資材置場の用に供する土地の面積が500平方メートル以上のものに限る。))の設置をいう。以下同じ。)

(6) 工場跡地における土地利用行為(区域の面積が3,000平方メートル以上の工場の跡地における前各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。)

(7) 埋立行為(公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第1条第1項に規定する埋立て又は同項に規定する公有水面における規則で定める工作物の新築、増築若しくは改築で当該行為の区域の面積が1,000平方メートル以上のものをいう。以下同じ。)

(8) 地区土地利用協定区域内の建築等(第38条第3項の規定により締結された地区土地利用協定区域内における前各号に掲げるもの以外の建築物の建築、工作物の築造等をいう。)

(平19条例61・平22条例20・一部改正)

(適用除外)

第3条 次に掲げる行為は、次章から第6章までの規定は、適用しない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項の規定により都市計画に定められた施設の整備に関する事業又は同法第12条第1項の規定により都市計画に定められた事業の施行として行う土地利用行為

(2) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川の区域又は同法第100条第1項の規定により市長が指定した河川の区域において行う土地利用行為

(3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項又は第9条第1項に規定する農業振興地域整備計画に基づく事業の施行として行う土地利用行為

(4) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する重要港湾に係る同条第3項に規定する港湾区域において同法第3条の3第1項に規定する港湾計画に基づく事業の施行として行う土地利用行為

(5) 公益性が特に高いと認められる土地利用行為その他の市長が特に必要があると認めて規則で定めるもの

(6) 都市計画法第12条の4第1項に規定する地区計画等(以下単に「地区計画等」という。))で地区整備計画が定められている区域内で行う土地利用行為。ただし、墓地等の設置を除く。

(7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物の建築

2 国、地方公共団体その他規則で定めるものを行う土地利用行為は、第4章の規定は、適用しない。この場合において、土地利用行為を行う者(以下「土地利用行為者」という。))は、事前に市長と協議するものとする。

(土地利用行為者の責務)

第4条 土地利用行為者は、土地基本法(平成元年法律第84号)及び基本条例の趣旨にのっとり、当該土地利用行為を公共の福祉に最大限の配慮をしたものとしなければならない。

2 土地利用行為者は、土地利用行為を第2章に規定する土地利用調整基準その他の土地利用行為に関する基準等に適合させるとともに、当該土地利用行為に係る市の指導、助言等に従うように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民(市内の土地に係る所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。))を有する者を含む。次条において同じ。))は、第3章に規定する地区土地利用協定の活用等、自ら又は市民相互に協力して生活環境等の形成及び保全を図るよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、本市における土地利用行為が適正かつ円滑に行われるようにするために、基本条例第7条の規定に基づき定められる土地利用の調整に関する指針その他の土地利用に関する計画にのっとり、

土地利用行為を調整しなければならない。

2 市は、適正な土地利用行為が行われるようにするために、土地利用行為者及び市民に対して情報提供その他の協力を行わなければならない。この場合において、必要に応じて土地利用行為に関する指導、助言等を行うものとする。

(平22条例20・一部改正)

第2章 土地利用調整基準

第1節 土地利用行為の遵守基準

(斜面地における緑地の確保等)

第7条 土地利用行為の区域の地面の高低差が5メートルを超える斜面地において建築物系の開発事業又は中高層建築物、大規模建築物若しくはがけ地建築物(人工地盤(特定建築等行為条例第3条第1項第5号に規定する人工地盤をいう。以下本条において同じ。))及び架台(同号に規定する架台をいう。以下本条において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)の建築(中高層建築物、大規模建築物及びがけ地建築物の建築にあつては敷地面積が500平方メートル以上の場合に限る。)を行う土地利用行為者は、当該土地利用行為の区域の地面の最も低い位置から予定建築物(建築物系の開発事業において予定建築物がある場合の当該開発事業における予定建築物をいう。以下同じ。)又は建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面までの水平距離を4メートル以上としなければならない(一戸建ての住宅の建築を目的とする開発事業を除く。))。

2 前項の規定に該当する土地利用行為(がけ地建築物のうち架台の建築を除く。)、自己居住用の開発事業又は宅地造成の区域の地面の高低差が5メートルを超える斜面地において宅地造成(宅地造成の区域の面積が500平方メートル以上の場合に限る。)を行う土地利用行為者は、当該土地利用行為の区域内に当該面積の10パーセント以上の緑地(樹木が生育するまとまりのある土地をいう。以下同じ。)を確保しなければならない。この場合において、前項の規定に該当する土地利用行為にあつては、緑地部分に前項の規定により4メートル以上水平距離をとった区域の部分を含むものとする。

3 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域(以下「住居系用途地域」という。)並びに市街化調整区域内の斜面地において中高層建築物、大規模建築物又はがけ地建築物(人工地盤を含むもの又は架台に限る。この項において同じ。)の建築を行う土地利用行為者は、当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差を6メートル以下としなければならない。ただし、当該建築物の敷地内に敷地面積の20パーセント以上の緑地を確保した場合は、当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差は9メートル以下とする(がけ地建築物の建築を除く。))。

4 主たる建築物への移動のためのエレベーター(主として人を運搬するためのものに限る。)又はエスカレーターを設置する場合で、基本条例第13条第1項第1号に規定する横須賀市土地利用調整審議会(以下「土地利用調整審議会」という。)の意見を聴いた上で、市長が交通上、安全上、防火上及び環境上支障がないと認めるときは、前項の規定は適用しない。

5 この条例施行の際現に存する建築物で第1項から第3項までの規定に適合しないものについては、同用途で同規模以下の建替えに限り、これらの規定は適用しない。

(平19条例61・平22条例20・一部改正)

(特定用途建築物等の制限)

第8条 住居系用途地域及び準工業地域内において、特定用途建築物(特定建築等行為条例第3条第1項第4号イに該当するものにあつては、物品販売業を営む時間が午後11時以降に及ぶもの(建築後の変更により午後11時以降に及ぶこととなったものを含む。))に限る。)若しくは工場等の建築又は特定用途建築物への用途変更を行う土地利用行為者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 規則で定める基準に従い、周辺環境に配慮した緩衝緑地等を設けること。ただし、特定用途建築物への用途変更を除く。

(2) 次に掲げる設備等を設置しないこと。ただし、ア及びイの設備等にあつては、第1種住居地域内の一般国道若しくは県道の両側30メートル以内にある区域、第2種住居地域又は準工業地域において、周辺の居住環境に配慮して設置する場合は、この限りでない。

ア 広告物(規則で定めるものに限る。)

イ ネオン照明設備

ウ 点滅照明設備及び動光設備

エ サーチライト、レーザー等強い光を発し、かつ広域的な照射機能を有する照明設備

(3) 周辺環境及び当該特定用途建築物又は工場等の規模、内容等に配慮し、必要な駐車台数を確保した駐車場を設置すること。

(4) 騒音対策を講ずること。

(5) 工場等にあつては、振動、粉じん及び悪臭の発生を防止するとともに、有害物質の排出を抑制すること。

(平19条例61・一部改正)

(墓地等の制限)

第9条 次に掲げる区域内には、墓地等の設置を行ってはならない。ただし、土地利用調整審議会の意見を聴いた上で、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第2条に規定する自然環境保全地域(以下単に「自然環境保全地域」という。)

(2) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域(以下単に「近郊緑地保全区域」という。)

(3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項に規定する特別緑地保全地区(以下単に「特別緑地保全地区」という。)

(4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項に規定する保安林及び同法第41条第1項に規定する保安施設地区(以下「保安林及び保安施設地区」という。)

(5) 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下単に「農用地区域」という。)

(6) 都市計画法第8条第7号に規定する風致地区

(7) 地区計画等で地区整備計画が定められている区域

(8) 史跡名勝天然記念物(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)第31条第1項又は文化財保護条例(昭和39年横須賀市条例第41号)第3条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物をいう。以下同じ。)の保全に影響を及ぼす区域

(9) 墓地等の区域の境界線と学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)、病院等(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する施設(患者を入院させる施設を有するものに限る。)をいう。)、児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設をいう。)、介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する施設をいう。以下同じ。)並びに養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設をいう。)の敷地境界線との水平距離が100メートル以内である区域

(平22条例20・一部改正)

(工業地域における生産環境の確保)

第10条 工業地域内において、建築物系の開発事業(住宅の建築を目的とするものに限る。以下本条において同じ。)又は中高層建築物(高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。以下同じ。)が10メートルを超え、20メートル以下のものを含み、共同住宅に限る。以下本条において同じ。)の建築を行う土地利用行為者は、良好な生産環境(工業製品等を加工し、及び生産する場としての環境をいう。以下同じ。)を確保し、併せて生産環境と調和した居住環境を整えるため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 騒音及び振動によって生活環境の保全上支障が生じないために必要な措置

(2) 建築予定地への緩衝緑地等の設置

(3) 土地利用行為の区域が工業地域であること及び近接する工場等の業種等を記載した耐久性のある表示板の当該区域内への設置

(がけ地建築物の建築に係る措置等)

第11条 がけ地建築物の建築を行う土地利用行為者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) がけ地建築物の工事現場等の危害の防止を図るための次に掲げる措置

ア 工事現場の周囲の仮囲い

イ 根切り工事及び山留め工事等を行う場合の危害の防止

ウ 落下物に対する防護

エ 建築物の建て方に係る倒壊防止

オ 工事用資材の集積に係る位置等の安全対策

カ 歩行者の安全確保その他当該建築工事に応じて必要と認められるもの

(2) 当該建築物及び敷地への避難上及び安全上有効な施設の設置

(3) がけ地(建築基準条例(昭和47年横須賀市条例第32号)第4条に規定するがけ地をいう。)の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じた安全措置

2 がけ地建築物の建築を行う土地利用行為者は、当該建築物の構造耐力及び工事中の安全確保に必要な地盤の数値を得るため、規則で定める地盤調査のうち当該建築に必要な調査を行わなければならない。ただし、既に当該地における地盤調査資料が存在するときは、この限りでない。

(テレビジョン電波受信障害対策)

第12条 建築物系の開発事業、非建築物系の開発事業又は中高層建築物の建築を行う土地利用行為者は、建築物系の開発事業、非建築物系の開発事業又は中高層建築物の建築によりテレビジョン電波受信障害が生ずると予測される場合又は現に生じている場合は、共同受信設備の設置その他受信障害の解消に必要な措置を講じなければならない。

(平22条例20・一部改正)

(景観創出に係る基準)

第13条 中高層建築物の建築を行う土地利用行為者は、横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)第3条第1項に規定する眺望景観保全基準に適合させなければならない。

(平18条例30・一部改正)

(道路の整備)

第14条 建築物系の開発事業を行う土地利用行為者は、次に掲げる基準に従い道路を整備しなければならない。

(1) 開発事業の区域内に都市計画道路が存する場合においては、当該道路計画に適合させること。

(2) 開発事業の区域内の道路の幅員、勾こう配、舗装厚、埋設管の深さ等の構造は、道路法(昭和27年法律第180号)その他の関係法令に適合するものとするほか、規則で定める基準によること。

(防災行政無線拡声受信装置等の整備)

第15条 建築物系の開発事業又は中高層建築物若しくは大規模建築物の建築を行う土地利用行為者は、当該土地利用行為の区域内において防災行政無線拡声受信装置(以下「受信装置」という。)による情報伝達に障害が生じないように、受信装置又は防災行政無線戸別受信機(以下「受信機」という。)を設置しなければならない。

2 受信装置又は受信機の設置場所、基数、構造等は、規則で定める基準によらなければならない。

(消火活動用空地の確保)

第16条 建築物系の開発事業又は中高層建築物若しくは大規模建築物の建築を行う土地利用行為者は、消防活動用地盤(消防隊が消火活動を行うための地面をいい、消防活動用地盤が2以上あるときは、それぞれの消防活動用地盤とする。)から算定した階数(建築基準法施行令第2条第1項第8号に規定する階数をいう。以下同じ。)が4以上の予定建築物又は建築物に設ける非常用進入口等(建築基準法施行令第126条の6に規定する非常用の進入口、同条第2号に規定する窓その他の開口部及び消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第5条の2に規定する避難上又は消防活動上有効な開口部をいう。第3項において同じ。)に至る消火活動用はしご車を進入させるための通路及び当該はしご車が活動するための空地(規則で定める基準に適合するものに限る。以下この条において「活動空地」という。)を設置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該土地利用行為の区域の周辺の状況により、活動空地を確保することができないときは、予定建築物又は建築物の敷地内及び当該予定建築物又は当該建築物内の各部分に規則で定める構造の消防隊活動用の屋外からの進入経路を2以上設けなければならない。

3 予定建築物又は建築物に設ける非常用進入口等が道路に面する壁面のみの計画である場合で、道路を活動空地とみなすことができるときは、前2項の規定は適用しない。

(ごみ集積所の整備)

第17条 中高層建築物又は大規模建築物の建築を行う土地利用行為者は、建築物の計画住戸の数が20以上の場合は、当該建築物の敷地内に、居住者の利便に供するため、ごみ集積所(廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年横須賀市条例第21号)第29条に規定する一般廃棄物保管施設をいう。)を設けなければならない。

(集会施設の整備)

第18条 建築物系の開発事業又は中高層建築物若しくは大規模建築物の建築を行う土地利用行為者は、当該土地利用行為の区域内において予定建築物又は建築物の計画住戸(共同住宅及び長屋に限る。次項において同じ。)の数が200以上となる場合は、次に掲げる基準に基づき、当該予定建築物又は当該建築物に地域活動に供するための集会の用に供する室を確保しなければならない。

計画住戸の数が200以上300未満のとき

50平方メートル以上

計画住戸の数が300以上600未満のとき

70平方メートル以上

計画住戸の数が600以上1,000未満のとき

100平方メートル以上

計画住戸の数が1,000以上のとき

150平方メートル以上

2 土地利用行為者は、前項に定めるもののほか、予定建築物又は建築物の計画住戸の数が50以上200未満となる場合は、市長が定める基準により当該予定建築物内又は当該建築物に集会の用に供する室を確保するよう努めなければならない。

(平22条例20・一部改正)

(土砂等の搬出入)

第19条 開発事業又は宅地造成を行う土地利用行為者は、当該土地利用行為に係る土砂等の搬出入(1,000立方メートルを超える搬出入に限る。)を行うときは、工所用車両の運行に伴う道路の損傷等の防止及び交通安全の確保のための措置を講じなければならない。

第2節 土地利用行為の指導基準

(工場跡地の土地利用)

第20条 工場跡地における土地利用行為を行う土地利用行為者は、周辺の環境と調和する用途及び形態の土地利用行為とするよう努めなければならない。

2 敷地面積が1ヘクタール以上の工場の用途の廃止又は当該工場の用に供していた土地の譲渡に当たっては、前項の趣旨にのっとり、工場跡地の土地利用行為を適正に行うため、当該工場の設置者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 工場跡地の譲渡先については、工場その他の工業の利便を図る施設とするよう配慮すること。

(2) 工場跡地の土地利用の転換を図る必要がある場合は、市と当該工場の設置者が十分に協議し、必要に応じて地区計画等の活用等により、当該地周辺の環境と調和する施設が立地できるよう配慮すること。

(3) 工場の用に供していた敷地の土壌汚染状況を調査するとともに、土壌汚染を認め、又は土壌汚染のおそれがある場合は、法令等に定めがあるもののほか、適切な対策を講ずること。

(緑化)

第21条 開発事業、中高層建築物若しくは大規模建築物の建築又は宅地造成を行う土地利用行為者は、市長が定める基準により、当該土地利用行為の区域内に植栽を行うこと等の緑化に努めなければならない。

(駐車施設の確保)

第22条 建築物系の開発事業又は中高層建築物若しくは大規模建築物の建築を行う土地利用行為者は、当該土地利用行為により住宅の用途に供する予定建築物又は建築物を建築するときは、市長が定める基準により駐車施設を確保するよう努めなければならない。

(地区計画等の活用等)

第23条 建築物系の開発事業を行う土地利用行為者は、土地の利用が適正に維持管理されるよう当該開発事業の区域の面積が概ね1ヘクタール以上の開発事業にあつては地区計画等を活用するものとし、これ未満の面積の開発事業にあつては建築協定(建築基準法第4章に規定するものをいう。以下この条において同じ。)及び緑地協定(都市緑地法第5章に規定するものをいう。以下この条において同じ。)を締結するよう努め、市長がこれらの手続きを進めるに当たっては、これに協力するものとする。この場合において、既に地区計画等が定められ、又は建築協定若しくは緑地協定が締結されている地区の隣接地区において開発事業を行うときは、当該地区計画等、建築協定及び緑地協定と調和のとれたものとするよう努めるものとする。

(文化財の保護)

第24条 開発事業、中高層建築物若しくは大規模建築物若しくは特定用途建築物の建築又は宅地造成を行う土地利用行為者は、当該土地利用行為の区域内における文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の分布状況並びに同法第2条に規定する文化財のうち土地に定着するもの及び土地に付随するものの所在を確認するとともに、当該埋蔵文化財、土地に定着する文化財又は土地に付随する文化財があるときは、その保存について教育委員会の施策に積極的に協力するものとする。

(環境配慮に係る措置)

第25条 開発事業、中高層建築物若しくは大規模建築物若しくは特定用途建築物の建築、特定用途建築物への用途変更又は宅地造成を行う土地利用行為者は、横須賀市環境配慮指針(環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)第10条第2項の規定に基づき市長が策定する市民、事業者及び市が環境の保全及び創造をするために配慮すべき事項を定めた指針をいう。)に従い、環境配慮に係る措置を講ずるよう努めなければならない。

(平19条例61・平23条例12・一部改正)

(都市景観創出に係る措置)

第26条 開発事業、中高層建築物若しくは大規模建築物若しくは特定用途建築物の建築、特定用途建築物への用途変更又は宅地造成を行う土地利用行為者は、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するとともに、道路、公園、建築物、工作物等の形状、色彩等を周辺環境に調和させるよう配慮する等の自ら良好な都市景観の創出に係る措置を講ずるよう努めなければならない。

(平19条例61・一部改正)

(防犯に対する配慮)

第27条 建築物系の開発事業、中高層建築物若しくは大規模建築物若しくは特定用途建築物の建築又は特定用途建築物への用途変更を行う土地利用行為者は、当該土地利用行為の区域内及び当該予定建築物又は当該建築物の必要とされる部分に防犯上の見通しの確保、防犯用カメラの設置、施錠装置の工夫等による生活の安全環境の整備を図るよう努めなければならない。

(平19条例61・一部改正)

(防犯灯の設置)

第28条 建築物系の開発事業を行う土地利用行為者は、当該開発事業の区域内の夜間における防犯上の配慮をするとともに、通行の安全を確保するため、当該開発事業の区域内に必要な応じて防犯灯を設置するよう努めなければならない。

(宅地造成の基準)

第29条 宅地造成を行う土地利用行為者は、当該宅地造成の区域が道路に接する部分の構造、下水道施設に接続する施設の構造等は、市長が定める基準に適合するよう努めなければならない。

(平22条例20・一部改正)

第3節 市街化調整区域内の土地利用行為の基準

(開発事業の遵守基準)

第30条 市街化調整区域内において、開発事業(区域の面積が3,000平方メートル以上の建築物系の開発事業又は非建築物系の開発事業に限る。以下この条において同じ。)を行う土地利用行為者は、第1節に規定するもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 建築物系の開発事業は、次に掲げる内容に該当するものであること。ただし、既存建築物の建替えを目的とする建築物系の開発事業の場合で、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。この場合において、市長は、土地利用調整審議会の意見を聴かななければならない。

ア 研究施設(自然科学、社会科学又は人文科学に関する研究、試験又は検査を行う施設をいう。以下同じ。)、研究開発型施設(研究開発部門を有する物品の製造、加工又は処理を行う施設をいう。以下同じ。))又は研修施設(研究施設又は研究開発型施設に従事する者の養成、研修等を行う施設をいう。以下同じ。)の建設(増設を含む。以下同じ。)

イ 教育施設(学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校並びに職業訓練校等の施設をいう。以下同じ。))又は文化施設の建設

ウ 社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。)、介護老人保健施設又は医療施設(医療法第1条の5及び第2条第1項に規定する病院、診療所又は助産所をいう。)の建設

エ アからウまでに掲げるもののほか、市街化を促進するおそれのない施設で、特に市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められる規則で定めるものの建設

(2) 非建築物系の開発事業は、次に掲げる内容に該当するものであること。

ア スポーツ・レクリエーション施設(土地そのものを施設の主たる構成要素とするスポーツ又はレクリエーションの用に供する施設(ゴルフ場を除く。)をいう。以下同じ。)の設置

イ 墓地等の設置

ウ 岩石等採取場(岩石、砂利(砂及び玉石を含む。)又は土の採取の用に供する場所をいう。以下同じ。)の設置

エ 発生土処分場等(工事等に伴って生じた土砂等の処分(規則で定めるものを除く。)の用に供する場所その他規則で定める場所をいう。)の設置

オ 廃棄物処理施設(廃棄物の分別、保管、積替え、再生、処分等を行うための施設をいう。)の設置

カ アからオまでに掲げるもののほか、土地そのものを主たる構成要素とする施設で、規則で定めるものの設置

(3) 当該開発事業を行うために必要な能力、資力等を備えていると認められる者であること。

(4) 開発事業(墓地等の設置を除く。以下この号において同じ。)の区域には、原則として次の区域等を含まないこと。ただし、公共性又は公益性の高い事業に係る開発事業であって、当該区域等の指定理由と当該開発事業の公共及び公益上の必要性を比較して、特にやむを得ないと認められる事情が存する場合又は当該開発事業に着手するときまでに当該区域等の指定が解除されることが確実に認められる場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。この場合において、市長は、土地利用調整審議会の意見を聴かなければならない。

ア 自然環境保全地域

イ 近郊緑地保全区域

ウ 特別緑地保全地区

エ 保安林及び保安施設地区

オ 農用地区域

カ 史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域

(5) 開発事業の規模及び面積は、開発事業の目的を実現するために必要かつ最小限のものとし、当該開発事業の区域の面積は、次表の左欄に掲げる開発事業の内容に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従うものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

開発事業の内容

開発事業の区域の面積の基準

研究施設、研究開発型施設又は研修施設の建設

1 5ヘクタール以上

2 研修施設は、20ヘクタール未満。ただし、研究施設又は研究開発型施設との複合施設については、20ヘクタール以上とすることができる。

教育施設又は文化施設の建設

1 5ヘクタール以上

2 教育施設(大学を除く。)は、20ヘクタール未満

スポーツ・レクリエーション施設の設置

1 5ヘクタール未満。ただし、複数の種類の施設(一の種類の施設の用に供する区域の面積が5ヘクタール未満であるものに限る。)を有するスポーツ・レクリエーション施設であって、かつ、当該区域の状況、開発事業全体の内容、地域の事情等を勘案して特段の事情があると認められるものは、5ヘクタール以上とすることができる。

2 区域内に建築物であるスポーツ施設(規則で定めるものを除く。)を設置するものの開発事業の区域は、4ヘクタール以上

墓地等の設置

20ヘクタール未満

(6) 規則で定める基準に従い、開発事業の区域における施設の整備及び土地の造成を行うこと。

(7) 開発事業(岩石等採取場の設置その他土地利用目的の一時的な変更を行う開発事業を除く。以下この号において同じ。)の区域内においては、次表の左欄に掲げる開発事業の種別に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる割合の緑地を規則で定める方法により確保すること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

開発事業の種別\区域面積

1ヘクタール以上

1ヘクタール未満

建築物系の開発事業

35パーセント以上(開発事業の区域の2分の1以上が樹林地であるときは、40パーセント以上とする。)

20パーセント以上(開発事業の区域の2分の1以上が樹林地であるときは、25パーセント以上とする。)

非建築物系の開発事業

25パーセント以上(開発事業の区域の2分の1以上が樹林地であるときは、30パーセント以上とし、墓地等の設置にあつては35パーセント以上とする。)

15パーセント以上(開発事業の区域の2分の1以上が樹林地であるときは、20パーセント以上とし、墓地等の設置にあつては35パーセント以上とする。)

(8) 規則で定める基準に従い、次に掲げる事項について配慮すること。

ア 自然環境及び生活環境に及ぼす影響

イ 社会的、経済的及び文化的状況に及ぼす影響

(9) 前各号に定めるもののほか、開発事業の種別及び内容ごとに規則で定める個別基準に適合すること。

(平22条例20・一部改正)

(埋立行為の遵守基準)

第31条 埋立行為を行う土地利用行為者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 埋立行為は、公共的又は公益的目的による場合であつて、当該埋立行為の計画の目的や当該埋立行為の区域の存する地域の自然的、社会的条件等により、客観的にみて埋立行為によらなければならない事情が存すると認められるものであること。

(2) 埋立行為を行う土地利用行為者は、原則として国又は地方公共団体であること。ただし、公共的又は公益的目的のために埋立行為が必要となる場合であつて、国又は地方公共団体が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(3) 規則で定める基準に従い、埋立行為の目的を実現するために必要かつ最小限の規模及び面積とすること。

(4) 規則で定める基準に従い、埋立行為の区域における施設の整備を行うこと。

(5) 規則で定める基準に従い、次に掲げる事項について配慮すること。

ア 自然環境及び生活環境に及ぼす影響

イ 社会的、経済的及び文化的状況に及ぼす影響

(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

(資材置場の設置基準)

第32条 資材置場の設置を行う土地利用行為者は、第30条に規定するもののほか、自然環境、農林漁業に係る環境その他の市街化調整区域における良好な環境を確保するため、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 規則で定める基準に従い、透過性のある塀、フェンス等又は樹林帯で覆うこと。

(2) 資材置場(非建築物系の開発事業によって設置された資材置場(区域面積が3,000平方メートル以上のものに限る。))を除く。)の用に供する区域内に、規則で定める方法により、当該区域面積の10パーセント以上の緑地を確保すること。

(3) 規則で定める設置者及び使用者を記載した耐久性のある表示板を設置すること。

(4) 資材の堆たい積の際の安全確保措置を講ずること。

(5) 騒音、振動、粉じん等の発生により周辺環境を悪化させないよう資材置場を適正に維持管理すること。

(平22条例20・一部改正)

(開発事業の指導基準)

第33条 市街化調整区域内において建築物系の開発事業を行う土地利用行為者は、次に掲げる基準により建築物を整備するよう努めるものとする。

(1) 建築物(農林漁業施設を除く。)の敷地面積を150平方メートル以上とすること。

(2) 高さを10メートルを超えない範囲内とすること。

(3) 周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える建築物にあつては、建築物が地面と接する最下位から上部の階数(階の一部が地面下にあるものを含む。)を4を超えない範囲内とすること。

第4節 基準の緩和 (基準の緩和)

第34条 市長は、土地利用行為の位置及び規模並びに予定建築物又は建築物がある場合には当該予定建築物又は当該建築物の用途、規模、構造等により安全上、衛生上、交通上又は環境上支障がなく、かつやむを得ないと認められる場合は、第45条に規定する協議に基づき、第14条から第19条までに掲げる基準を緩和することができる。

第3章 地区土地利用協定 (地区土地利用協定の趣旨)

第35条 土地利用行為を行う上で、良好な居住環境、商業環境、工業環境又は農林漁業環境を維持保全し、及び形成するため、次条に規定する要件を満たす一団の土地の区域において、第42条第1項の規定により市に届け出て設立された地区土地利用協定協議会(以下「協定協議会」という。)と市は、地区土地利用協定(以下「協定」という。)を締結することができる。

(要件)

第36条 締結しようとする協定は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 協定を締結しようとする区域の面積が2,000平方メートル以上であること。
- (2) 基本条例及びこの条例の規定その他本市の土地利用の方針に適合していること。
- (3) 協定を締結しようとする区域の周辺環境等への影響に配慮されていること。
- (4) 次に掲げる区分に従い、協定を締結しようとする土地(国又は地方公共団体が所有している土地を除く。)の区域内の土地所有者等(当該土地の所有権又は借地権を有する者をいう。以下同じ。)の同意を得ていること。

ア 土地所有者等が10人以下のとき すべての土地所有者等

イ 協定を締結しようとする区域の面積が5,000平方メートル未満のとき 土地所有者等の4分の3以上で、かつ同意した者が所有する当該区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の4分の3以上

ウ その他のとき 土地所有者等の3分の2以上で、かつ同意した者が所有する当該区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上

- (5) 協定を締結しようとする区域内の土地所有者等及び建物の全部又は一部を占有する者へ十分に説明が行われていること。

- (6) 協定協議会が設置されていること。

(平22条例20・一部改正)

(協定に定める内容)

第37条 締結する協定には、次に掲げる内容を定めるものとする。

- (1) 当該協定を締結する目的、実現しようとする地区環境等
- (2) 当該協定区域内において許容し、又は許容しない土地利用行為及び建築物の用途
- (3) その他第1号に規定する事項を達成するために当該協定区域内において必要な事項

(締結手続き)

第38条 協定協議会の代表者は、協定を市長と締結しようとするときは、代表者の記名押印のある協定書に協定を締結しようとする土地(国又は地方公共団体が所有している土地を除く。)の区域内の土地所有者等の同意書(1筆ごとに権利の種類、権利者の住所及び連絡先を明記し、当該権利者が署名押印したもの)その他規則で定める図書等を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により協定書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、土地利用調整審議会の意見を聴いた上で、締結しようとする協定の内容が良好な居住環境、商業環境、工業環境又は農林漁業環境を維持保全し、及び形成すると認めるときは、協定書に記名押印するものとする。

3 市長は、前項の規定による協定の締結をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、当該協定書を閲覧に供するものとする。

4 前3項の規定は、協定の廃止及び協定内容の変更について準用する。

5 協定協議会が解散した場合は、協定は廃止されたものとし、市長は速やかにその旨を公告するものとする。

(平22条例20・一部改正)

(協定の尊重)

第39条 土地利用行為者は、土地利用行為の区域が協定区域内に存するときは、協定の趣旨を最大限に尊重し、当該協定の内容に従い土地利用行為を行うよう努めなければならない。

2 市は、協定が適正かつ円滑に機能するよう、土地利用行為者に対し、協定の内容に適合する土地利用行為とするよう指導するものとする。

(地区計画等の検討)

第40条 協定協議会は、協定締結後の動向及び協定区域内の土地所有者等の意向を踏まえ、都市計画決定等に係る手続きに関する条例(平成17年横須賀市条例第48号)の規定に基づく地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更案の提案又は申出(地区計画等の内容となるべき事項の申出を含む。)を活用すること等により、積極的に地区計画等の導入を検討するものとする。

2 市長は、必要に応じ、協定締結後の動向及び協定区域内の土地所有者等の意向を踏まえ、積極的に地区計画等の導入を検討するものとする。

(協定協議会の設立要件)

第41条 協定協議会は、次に掲げるすべての要件を満たさなければ設立することができない。

(1) 協定を締結しようとする土地(国又は地方公共団体が所有している土地を除く。)の区域内の土地所有者等の過半数が構成員となっていること。ただし、構成員が所有する当該区域内の土地の地積と構成員が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の過半数となる場合に限る。

(2) 規約を有し、公正な手続きにより代表者を選出していること。

(3) 良好な居住環境、商業環境、工業環境又は農林漁業環境を維持保全し、及び形成するための活動を行っていること。

(平22条例20・一部改正)

(協定協議会の設立等の手続き)

第42条 協定協議会の代表者は、協定協議会を設立したときは、地区土地利用協定協議会設立届に、構成員名簿(1筆ごとに権利の種類、権利者の住所、氏名及び連絡先を明記し、押印したもの)その他規則で定める書類を添えて、市長に届け出るものとする。

2 協定協議会の代表者は、前項に規定する届出の内容を変更したとき又は協定協議会を解散したときは、速やかに地区土地利用協定協議会変更・廃止届に規則で定める書類を添えて、市長に届け出るものとする。

3 市長は、協定協議会が前条に規定する設立要件を欠いたときは、当該協定協議会に対し、必要な指導、助言等を行うものとする。この場合において、当該要件の回復が困難と認めるときは、当該協定協議会が解散したものとみなす。

(市の支援)

第43条 市は、協定の締結又は協定協議会の設立をしようとする者に対して、関連する情報や技術の提供、専門家の派遣その他必要な協力を積極的に行うものとする。

第4章 土地利用行為に係る手続き

第1節 土地利用行為の承認等

(土地利用行為承認申請)

第44条 土地利用行為者(第2条第8号に規定する行為を行う土地利用行為者を除く。次条から第53条までにおいて同じ。)は、土地利用行為を行い、又は既に承認された土地利用行為の内容の変更をしようとするときは、市長に土地利用行為承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、規則で定める図書等を添付しなければならない。

(関係機関との協議)

第45条 土地利用行為者は、前条第1項に規定する申請をするに当たり、次に掲げる事項について、あらかじめ市長(第24条にあっては教育委員会、第27条にあっては所轄警察署長)と協議しなければならない。

(1) 第14条から第19条までに規定する土地利用行為の遵守基準に関する事項

(2) 第2章第2節に規定する土地利用行為の指導基準に関する事項

(土地利用行為の承認)

第46条 市長は、第44条第1項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、次に掲げ

る承認基準に適合するときは、土地利用行為を承認しなければならない。

(1) 土地利用行為が第2章第1節及び第30条から第32条までに規定する基準に適合していること。

(2) 前条に規定する事項について適正に協議を行っていること。

(3) 基本条例第8条第1項に規定する市長への申出を行い、又は同条例第9条に規定する市長との協議が終了していること。

2 市長は、前項の承認に要する標準的な期間を定めなければならない。

3 市長は、土地利用行為の承認申請の内容が第1項各号の承認基準に適合していないと認めるときは、前項に定める期間内に土地利用行為者に対し、文書等によりその内容の補正を求めなければならない。

4 市長は、この条例の目的を達成するために必要な限度において、第1項の承認について条件を付することができる。

5 土地利用行為者は、土地利用行為に係る法令に基づく許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。)に係る手続きが終了するときまでに、第1項の承認を受けるよう努めなければならない。

6 土地利用行為者が第1項の承認を受けた日から起算して5年以内に当該土地利用行為に着手しない場合は、当該承認はその効力を失う。ただし、当該土地利用行為に着手しないことにつき、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(平19条例61・一部改正)

(承認の取消し)

第46条の2 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、前条第1項の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 前条第4項の規定により承認について付した条件に違反した者

(2) 虚偽その他不正な行為により承認を受けた者

(平22条例20・追加)

(行為着手の制限)

第47条 土地利用行為者は、前条第1項に規定する承認を受けなければ、土地利用行為に着手することができない。

(行為着手の届出)

第48条 土地利用行為者は、土地利用行為に着手しようとするときは、市長に土地利用行為着手届を提出しなければならない。

(行為変更の届出等)

第49条 土地利用行為者が第46条第1項の規定に基づく承認を受けたときから土地利用行為が完了するまでの間に、承認を受けた行為内容に影響を与えるおそれのない規則で定める軽微な変更をしようとするものについては、第44条第1項の規定にかかわらず、土地利用行為者は、当該変更の内容を記載した図書等を添えて、市長に土地利用行為変更届を提出するものとする。

2 土地利用行為者は、住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更が生じたときは、速やかに市長に住所等変更届を提出しなければならない。

3 土地利用行為者は、土地利用行為を中止したときは、速やかに土地利用行為中止届を市長に提出しなければならない。

(土地利用行為者の承継)

第50条 第46条第1項の規定に基づく承認を受けた土地利用行為者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該承認に基づく地位を承継することができる。この場合において、当該地位を承継した者は、速やかに土地利用行為承継届を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、地位の承継が行われた場合においては、この条例の規定により被承継人が行った手続きその他の行為は、承継人が行ったものとみなし、被承継人に対して行った処分、手続きその他の行為は、承継人に対して行ったものとみなす。

(行為完了の届出等)

第51条 土地利用行為者は、土地利用行為が完了したときは、速やかに市長に土地利用行為完了届を提出しなければならない。

2 市長は、土地利用行為完了届の提出を受けたときは、提出を受けた日から起算して14日以内に当該土地利用行為の内容を検査し、その内容が第46条第1項に規定する承認基準に適合していると認めるときは、土地利用行為適合証を交付しなければならない。

(勧告)

第52条 市長は、第46条第1項に規定する承認を受けずに土地利用行為に着手した土地利用行為者又は当該土地利用行為者から土地利用行為に係る工事を請け負った者(請負工事の下請人を含む。次条において「土地利用行為施行者」という。)、前条第2項に基づく検査の結果、承認内容に適合せず土地利用行為適合証の交付を受けられない土地利用行為者及び建築後に第8条の規定に適合しなくなった物品販売業の営業主(以下「営業主」という。)に対して、土地利用行為を停止し、又は違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

(命令)

第53条 市長は、土地利用行為者、土地利用行為施行者又は営業主が前条の規定に基づく勧告に従わない場合においては、土地利用行為を停止し、又は相当の期限を定めて違反を是正するための措置を執ることを命ずることができる。

(異議申立ての措置)

第54条 市長は、第46条第1項に規定する承認及び前条に規定する命令に係る処分について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、異議申立てがあった場合は、当該異議申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、土地利用調整審議会に当該異議申立てについて諮問しなければならない。

2 市長は、土地利用調整審議会が前項の規定による諮問に対する答申を行ったときは、これを尊重して、速やかに当該異議申立てに対する決定を行い、異議申立人に通知しなければならない。

第2節 地区土地利用協定区域内の土地利用行為の届出等

(協定区域内の届出)

第55条 協定区域内において、土地利用行為を行う土地利用行為者は、地区土地利用協定区域内行為届出書に規則で定める図書等を添えて、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、第44条第1項の規定に基づく土地利用行為承認申請書を提出した者については、この届出を行ったものとみなす。(是正指導等)

第56条 市長は、前条の規定により届出を受けたときは、土地利用行為の内容を確認し、協定に適合しないときは、当該土地利用行為の是正を指導し、及び協定へ適合させるための助言をするものとする。

2 市長は、協定区域内において当該協定に適合しない土地利用行為が現に行われている場合は、速やかに当該土地利用行為の是正を指導し、及び協定へ適合させるための助言をするものとする。

3 市長は、土地利用行為者が、前2項に規定する指導及び助言に従わない場合は、協定を遵守するよう勧告するとともに、当該協定を締結している協定協議会へ通知するものとする。

(公表)

第57条 市長は、土地利用行為者が、前条第3項に規定する勧告に対し、正当な理由がなく従わない場合は、行政手続条例(平成8年横須賀市条例第3号)第35条の規定により、その旨を公表するものとする。

第5章 雑則

(他の条例の手続きとの調整)

第58条 第4章第1節に規定する土地利用行為に係る承認等の手続きについては、特定建築等行為条例第3章第1節に規定する特定建築等行為に係る承認等の手続きと調整し、その全部又は一部の図書等について、一方の手続きの際提出されたものを他方の手続きにおいても使用することができるものとする。

(報告)

第59条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地利用行為者又は当該土地利用行為者から土地利用行為に係る工事を請け負った者(請負工事の下請人を含む。次条において「土地利用行為施行者」という。)に対し、当該土地利用行為に関する事項について報告を求めることができる。

(立入調査)

第60条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地利用行為の区域内に立ち入り、又はその命じた者に立ち入らせて、調査を行うことができる。この場合において、土地利用行為者及び土地利用行為施行者はこれに協力しなければならない。

(規則への委任)

第61条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第62条 第53条の規定に基づく市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第44条第1項又は第55条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第48条又は第51条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の過料を科する。

(両罰規定)

第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条第1項又は第2項の違反行為をしたときは、その違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法令に基づく許認可等がなされ、又は申請が行われている土地利用行為については、この条例は適用しない。ただし、この条例施行の日以後5年以内に土地利用行為に着手しない場合は、この限りでない(土地利用の施策上、市長が特に必要と認めた場合を除く。)

3 この条例施行の際、すでに設置されている資材置場の設置者は、第32条に規定する資材置場の設置基準のうち、第3号から第5号までの基準に適合させた上で、この条例施行後6月以内に市長に届け出なければならない。この場合において、当該資材置場の設置者は、同条第1号及び第2号の基準に適合させるよう努めるものとする。

4 この条例の施行前に特定建築等行為条例第30条又は第35条の規定によりなされた協議は、この条例第45条の規定による関係機関との協議とみなす。

附 則(平成18年3月28日条例第30号)抄

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年12月17日条例第61号)抄

1 この条例は、平成20年2月1日から施行する。

6 この条例の施行の際、現に法令に基づく許認可等がなされ、又は申請が行われている土地利用行為のうち次に掲げるものについては、改正後の適正な土地利用の調整に関する条例の規定は適用しない。ただし、この条例施行の日以後5年以内に当該土地利用行為に着手しない場合は、この限りでない。

(1) 適正な土地利用の調整に関する条例第2条第2号エに規定する行為

(2) 宅地造成のうち、切土又は盛土をする土地の面積の合計が100平方メートル以下で、かつ、搬出入する土砂等の量の合計が100立方メートルを超えるもの

附 則(平成22年3月31日条例第20号)

1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に法令に基づく許認可等がなされ、又は申請が行われている土地利用行為については、改正後の適正な土地利用の調整に関する条例の規定は、適用しない。ただし、この条例施行の日以後5年以内に土地利用行為に着手しない場合は、この限りでない。

附 則(平成23年3月28日条例第12号)抄

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

事務局・基礎調査機関

氏名	所属・肩書
なしろ せいごう 名城 政剛	浦添市 市民部 環境保全課長
なかざと かつなり 仲里 勝成	浦添市 市民部 環境保全課環境保全係長
きんじょう よしき 金城 吉希	浦添市 市民部 環境保全課環境保全係
いしがみ けいたろう 石上 圭太郎	財団法人 地方自治研究機構 調査研究部主任研究員
みやかわ なおや 宮川 直也	財団法人 地方自治研究機構 調査研究部研究員
おなが ひでまさ 翁長 秀正	株式会社 沖縄計画機構 計画室長

(順不同)

浦添市における住環境整備に関する調査研究
～浦添市における墓地行政について～

－平成23年10月発行－

浦添市 市民部 環境保全課

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

電話 098 (876) 1234 (代表)

財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061

東京都中央区銀座7丁目14番16号 太陽銀座ビル 2階

電話 03 (5148) 0661 (代表)

印刷 株式会社ワコー

